

京都市地域防災計画
原子力災害対策編
(案)

京都市地域防災計画
原子力災害対策編
(案)

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の性格	3
2.1 原子力災害対策の基本となる計画	
2.2 京都市における他の災害対策との関係	
2.3 計画の修正	
第3節 計画の周知徹底	4
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	4
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	5
5.1 放射性物質の放出形態	
5.2 被ばくの経路	
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	6
6.1 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	
6.2 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective Action Zone)	
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の実施	7
7.1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の実施	
7.2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	10
第2章 原子力災害事前対策	13
第1節 原子力事業者の防災業務計画に関する意見提出及び防災要員の現況等の届出の受領	15
1.1 防災業務計画への意見提出	
1.2 原子力防災要員の現況等の届出の受領	
第2節 立入検査と報告の徴収	15
2.1 立入検査の実施結果の受領	
第3節 原子力防災専門官との連携	16
3.1 原子力防災専門官との連携	
第4節 迅速かつ円滑な災害応急体制の整備	16
4.1 迅速かつ円滑な災害応急体制の整備	
第5節 情報の収集・連絡体制等の整備	17
5.1 情報の収集・連絡体制の整備	
5.2 情報の分析整理	
5.3 通信手段・経路の多様化	

第6節 緊急事態応急体制の整備	21
6.1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	
6.2 災害対策本部の設置・運営方法の整備	
6.3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制の整備	
6.4 長期化に備えた動員体制等の整備	
6.5 防災関係機関相互の連携体制の強化	
6.6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請体制の整備	
6.7 自衛隊との連携体制の整備	
6.8 広域的な応援協力体制の拡充・強化	
6.9 モニタリング体制等の整備	
6.10 専門家の派遣要請手続きの整備	
6.11 放射性物質による環境汚染への対処のための体制整備	
6.12 複合災害に備えた体制の整備	
6.13 人材及び防災資機材の確保等に係る連携	
第7節 避難収容活動体制の整備	30
7.1 U P Z内における避難計画の作成	
7.2 避難所等の整備	
7.3 災害時要配慮者等の避難誘導・移送体制の整備	
7.4 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の作成	
7.5 病院等医療機関，社会福祉施設，学校等施設における避難計画の作成	
7.6 住民等の避難状況の確認体制の整備	
7.7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの運用	
7.8 警戒区域を設定する場合の計画の策定	
7.9 避難所・避難方法等の周知	
7.10 家庭動物の飼養場所の確保	
第8節 緊急輸送活動体制の整備	35
8.1 専門家の現地移送への協力	
8.2 緊急輸送道路の関連設備の整備	
第9節 救助・救急及び防護資機材等の整備	36
9.1 救助・救急活動用資機材の整備	
9.2 救助・救急機能の強化	
9.3 緊急被ばく医療活動体制等の整備	
9.4 安定ヨウ素剤の備蓄	
9.5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	
9.6 物資の調達，供給活動体制の整備	
第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	38
10.1 住民等への的確な情報伝達体制の整備	
第11節 行政機関の業務継続計画の策定	39
11.1 行政機関の業務継続計画の策定	

第 12 節	原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発及び情報発信	40
12.1	原子力防災に関する知識の普及と啓発	
第 13 節	防災業務関係者の人材育成	41
13.1	防災業務関係者に対する研修及び人材育成	
第 14 節	防災訓練等の実施	42
14.1	訓練計画の策定	
14.2	訓練の実施	
14.3	実践的な訓練の工夫及び事後評価	
第 15 節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	44
15.1	核燃料物質等の運搬中の事故への対応	
第 16 節	災害復旧への備え	45
16.1	災害復旧に備えた除染に関する資料の収集・整備等	
第 3 章	緊急事態応急対策	47
第 1 節	情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保	49
1.1	特定事象等発生情報等の確認，関係する防災関係機関等への連絡	
1.2	特定事象等発生後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡	
1.3	一般回線が使用できない場合の対処	
1.4	放射性物質による影響の早期把握のための活動	
第 2 節	活動体制の確立	54
2.1	警戒態勢の確立	
2.2	原子力災害合同対策協議会等への出席及び初動活動への従事	
2.3	専門家の派遣要請	
2.4	応援要請及び職員の派遣要請等の実施	
2.5	自衛隊の派遣及び撤収要請等の要求	
2.6	防災業務関係者の安全確保	
2.7	原子力災害被災者生活支援チームとの連携	
第 3 節	住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	76
3.1	住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	
第 4 節	屋内退避，避難収容等の防護活動	78
4.1	避難所等の開設	
4.2	避難の際の住民等に対するスクリーニングの実施	
4.3	広域一時滞在への対応	
4.4	安定ヨウ素剤の予防服用措置	
4.5	災害時要配慮者等への配慮	
4.6	学校等施設における生徒等の避難	
4.7	不特定多数の者が利用する施設における避難	
4.8	警戒区域の設定，避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	
4.9	飲食物，生活必需品等の調達・供給	

第5節	緊急輸送活動	84
5.1	救助・救急活動，避難者及び物資等の緊急輸送活動の実施	
5.2	緊急輸送のための交通の確保	
第6節	救助・救急及び医療活動	86
6.1	救助及び救急活動に必要な措置の実施	
6.2	緊急時における住民等の健康管理，スクリーニング，除染等の実施	
6.3	京都府が行う緊急被ばく医療への協力	
第7節	市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動	88
7.1	市民等への迅速かつ的確な情報伝達の実施	
7.2	市民等のニーズ，要配慮者に配慮した情報伝達の実施	
7.3	市民等からの問い合わせに対応する体制の整備	
第8節	飲食物の出荷制限，摂取制限等	90
8.1	緊急時における飲食物の出荷制限，摂取制限等の実施	
8.2	琵琶湖等の水道水源の放射性物質による汚染への対応	
第9節	治安の確保及び火災の予防	93
9.1	各種犯罪の未然防止及び火災予防	
第10節	行政機関の業務継続に係る措置	93
10.1	行政機関の退避及び業務の継続	
第11節	自発的支援の受入れ等	94
11.1	ボランティアの受入体制の確保	
11.2	義援物資，義援金の受入れ，配付，配分の実施	
第4章	原子力災害中長期対策	95
第1節	放射性物質による環境汚染への対処	97
1.1	放射性物質による環境汚染への対処	
第2節	心身の健康相談体制の整備	97
2.1	心身の健康相談及び健康調査を行うための体制の整備及び実施	
第3節	風評被害等の影響の軽減	98
3.1	市内産農産物のモニタリングの実施	
3.2	観光客・修学旅行生の減少を防ぐための情報提供	
3.3	販売促進・観光誘致活動の実施	
3.4	放射線被ばくについての人権侵害の防止，人権意識の啓発	
第4節	被災者等の生活再建等の支援	100
4.1	被災者等の生活再建の支援	
4.2	被災者の自立支援	
4.3	災害復興基金の設立等の検討	
第5節	被災中小企業等に対する支援	101
5.1	被災中小企業等への支援	
第6節	緊急事態解除宣言後の対応	102
6.1	原子力災害事後対策や被災者の生活支援の実施	

第7節	各種制限措置の解除	103
7.1	各種制限措置の解除	
第8節	原子力災害事後対策実施区域の設定	103
8.1	原子力災害事後対策実施区域の設定	
第9節	被災地域住民に係る記録等の作成	104
9.1	被災地域住民の記録の作成	
9.2	応急対策措置状況等の記録の作成	

第1章 総則

第1章

総則

平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）は、東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波によって被災し、大量の放射性物質が放出され、発電所から半径20km圏内の地域は、警戒区域として立入りが原則禁止され、半径20km圏外の一部の地域も、計画的避難区域に設定されるなど、避難区域の指定は福島県内の12市町村に及んだ。この結果、11万人を超える住民が避難し、現在も多くの住民が避難生活を余儀なくされている。また、広範な地域に拡散した放射性物質は、子どもを含めた多くの人々に健康への影響に対する不安を与え、農畜水産物の生産者等に甚大な被害をもたらすとともに、消費者の不安も招くなど、国民生活に、極めて広範かつ深刻な影響を及ぼしている。

京都市は、福島第一原発の深刻な事態を教訓とし、万一の原子力災害から、147万市民の生命、身体及び財産を守るため、国の法整備等を待つことなく「京都市原子力発電所事故対応暫定計画」を平成24年3月に策定した。

平成24年9月、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の改正を受け、今回、京都市地域防災計画において、新たに「原子力災害対策編」を策定することとした。

本章では、この計画の目的及び性格について明らかにし、原子力災害対策を講じるうえで遵守すべき指針について定めるとともに、福島第一原発における事態を十分に踏まえた過酷事故を想定したうえで、本市として原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を指定し、防災関係機関の役割分担を明確にする。

第1章

総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の事前対策並びに発生時の緊急事態応急対策及び中長期対策について、京都市並びに京都府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置等の総合的かつ計画的な原子力防災業務に係る必要な事項を定めることにより、原子力災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

2.1 原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、京都市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び京都府の地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

京都市及び防災関係機関は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても、対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

2.2 京都市における他の災害対策との関係

この計画は、「京都市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「京都市地域防災計画（一般災害対策編、震災対策編、事故対策編）」に準拠する。

2.3 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

第3節 計画の周知徹底

各防災関係機関に対し、計画の周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図る。また、各防災関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成する。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成25年2月27日改定）を遵守する。

（参考）今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題（原子力災害対策指針）

- ① 原子力災害事前対策の在り方
 - ・ IAEAが公表する導出過程に基づく包括的判断基準からのOILの算出、OILの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定の在り方
 - ・ プルームの影響を考慮したPPAの導入
- ② 緊急時モニタリングの在り方
 - ・ 緊急時と平常時に分けたモニタリング計画の策定、OILの変更手順、線量評価の手順、事前準備の在り方
- ③ 緊急被ばく医療の在り方
 - ・ UPZ以遠における安定ヨウ素剤の投与の判断基準としてのEALやOILの整備、避難や屋内退避等の防護措置との併用の在り方、投与に関する責任の明確化、事前の配布や備蓄・補充等の手法等
- ④ 地域住民との情報共有等の在り方
 - ・ 適切な防災対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質の放出形態は、原子力災害対策指針により、過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

5.1 放射性物質の放出形態

原子炉施設等では、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が施設外の周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性物質である放射性ヨウ素や、放射性セシウムなど常温で固体の放射性物質を含む大気中に浮遊する微粒子等がある。

放出されたこれらの放射性物質は、プルーム(気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団)となり、移動距離が長くなる場合は、拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合の地表への沈着、土壌や瓦礫等に付着した放射性物質の飛散や流出に特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した福島第一原発事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

5.2 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施にあたっては双方を考慮する必要がある。

5.2.1 外部被ばく

外部被ばくとは、体外から放射線を受ける被ばくのことである。

5.2.2 内部被ばく

内部被ばくとは、吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内に取り込んだ放射性物質が生体内に分布し、体内の組織や臓器が放射線を受ける被ばくのことである。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

情報伝達体制の整備，避難計画の策定等，京都市における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲は，原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ，施設の特性，行政区画，地勢等地域に固有の自然的，社会的周辺状況等を勘案し，次のように定める。

6.1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）

関西電力株式会社大飯発電所（以下「大飯発電所」という。）から概ね半径5 kmを目安とされているが，京都市域には該当区域はない。

6.2 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Zone）

原子力災害対策指針の規定を遵守するとともに，国の拡散シミュレーション結果を考慮し，住民の安全を最大限確保するため，大飯発電所から半径32.5 km圏域を含む地域をUPZとする。

表 1.6.1 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）

資料：住民基本台帳（平成25年1月1日）

行政区名	地域	世帯数（世帯）	人口（人）	大飯発電所から半径32.5km 圏内の居住者
左京区	久多	65	109	8世帯 13人
	広河原	41	109	11世帯 18人
右京区	京北上弓削町上川行政区	57	122	居住者なし
計		163	340	19世帯 31人

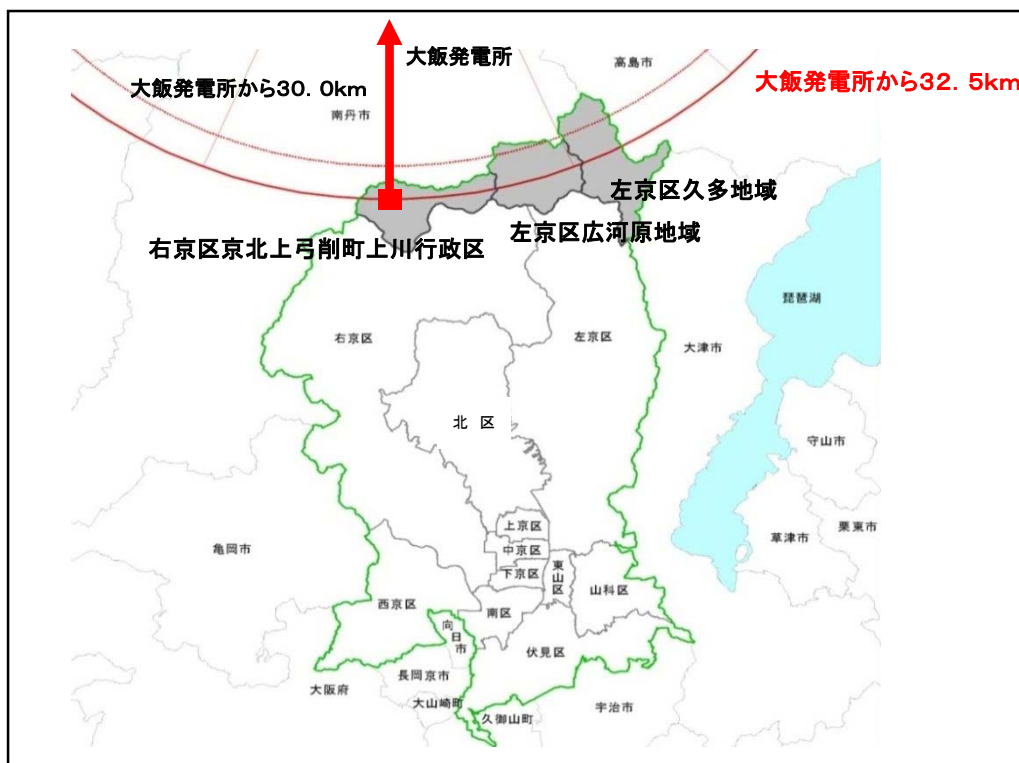


図 1.6.1 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に 応じた防護措置の実施

7.1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の実施

京都市は、大飯発電所において発生した事態が、原子力災害対策指針で定める緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）に基づく全面緊急事態に至った場合には、UPZにおいて予防的な防護措置として屋内退避を原則実施する。

（参考）

- EALについて（原子力災害対策指針を要約）

Emergency Action Level の略。

原子力施設における緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力災害対策指針において設定される、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定される「緊急時活動レベル」のこと。緊急事態区分とEAL、緊急事態区分における措置の概要は表 1.7.1 のとおり。

- 全面緊急事態について（原子力災害対策指針から抜粋）

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、（中略）国及び地方公共団体は、PAZ内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。

また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。

7.2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

京都市は、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

（参考）OILについて（原子力災害対策指針を要約）

Operational Intervention Level の略。

防護措置の実施を判断する基準として、原子力災害対策指針において設定される、空間放射線量率や環境資料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される「運用上の介入レベル」のこと。

各種防護措置に対応するOILの初期設定値は表 1.7.2 のとおり。

表 1.7.1 緊急事態区分とEALについて（原子力災害対策指針）

		現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	①原子力施設等立地道府県 ^{※1} において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ②原子力施設等立地道府県 ^{※1} において、大津波警報が発令 ^{※2} された場合 ③東海地震注意情報が発表された場合 ^{※3} ④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等 ^{※4} ⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	体制構築や、情報収集を行い、住民のための準備を開始する。
	施設敷地緊急事態	①原子炉冷却材の漏えい ②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動。 ③蒸気発生器への全ての給水機能の喪失。 ④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失。 ⑤全交流電源喪失（5分以上継続）。 ⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続。 ⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下。 ⑧原子炉停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失。 ⑨原子炉制御室の使用不能。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に必要な住民避難等の防護措置を行う。
	全面緊急事態	①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。 ②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。 ③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。 ④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。 ⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。 ⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失。 ⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続。 ⑧炉心の熔融を示す放射線量又は温度の検知。 ⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知。 ⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続。 ⑪原子炉制御室等の使用不能。 ⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下。 ⑬敷地境界の空間放射線量率5マイクロシーベルト/時が10分以上継続。 ^{※5}	PAZ内の住民避難等の住民防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

※1 北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。ただし、北海道については、後志総合振興局管内に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市（甌島列島を含む）より南に位置する島嶼を除く。

※2 施設が津波の発生地域から内陸側となる、岡山県及び北海道太平洋沖に発令された場合を除く。

※3 中部電力株式会社浜岡原子力発電所を警戒事態の対象とする。

※4 想定される具体例は次のとおり。

- ・ 非常用母線への交流電源が1系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源）になった場合
- ・ 原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合
- ・ 1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合
- ・ 原子炉水位有効燃料長上端未満
 - ・ 自然災害により以下の状況となった場合
 - －ブランチの設計基準を超える事象
 - －長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象

※5 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。

表 1.7.2 O I L と防護措置について（原子力災害対策指針）

基準の種類		基準の概要と初期設定値	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 マイクロシーベルト/時 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000 cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 マイクロシーベルト/時 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 マイクロシーベルト/時 ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、魚、 その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
 ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
 ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
 ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
 ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
 ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
 ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
 ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
 ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、京都市、京都府、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、京都市地域防災計画（一般災害対策編，震災対策編，事故対策編）第1章2節に定める「防災関係機関の処理すべき大綱」を基本に、次のとおりとする。

表 1.8.1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
京都市	1 広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 防護資機材及び防護対策資料の整備 4 環境条件の把握 5 市災害対策本部等の設置 6 災害状況の把握及び伝達等 7 汚染状況調査の実施及び京都府への協力 8 住民等の退避，避難，立入制限，救助・救急活動等 9 京都府が行う被ばく者の診断及び措置に対する協力 10 汚染飲食物の摂取制限等 11 水道水の水質管理等 12 緊急輸送及び必需物資の調達 13 京都府が行う放射性汚染物質の除去に対する協力 14 制限措置の解除 15 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 16 京都府が行う原子力防災に対する協力 17 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置
京都府	1 広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 観測施設及び緊急時医療施設の整備 4 環境条件の把握 5 防護資機材及び防護対策資料の整備 6 京都府災害対策本部等の設置 7 災害状況の把握及び伝達等 8 放射性物質による汚染状況調査 9 住民の避難（広域輸送）及び立入制限等 10 被ばく者の診断及び措置 11 汚染飲食物の摂取制限等 12 緊急輸送及び必需物資の調達 13 放射性汚染物質の除去 14 制限措置の解除 15 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 16 関係市町の原子力防災に対する指示及び指導助言 17 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	近畿農政局	1 農産物・農地の汚染対策及び除染措置の指導
	近畿経済産業局	1 原子力発電所の防災に関する指導
	中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 原子力発電所の防災に関する指導
	第八管区海上保安本部	1 海難救助, 海上における安全及び治安の確保並びに船舶交通の規制 2 海上におけるモニタリングの支援 3 海上における緊急輸送
	大阪管区气象台	1 気象状況等の把握及び解析 2 緊急時モニタリングセンターへの支援
	自衛隊 (陸上自衛隊第7普通科連隊) (陸上自衛隊第4施設団) (海上自衛隊舞鶴地方総監部) (海上自衛隊第23航空隊)	1 モニタリングの支援 2 緊急輸送の確保
指定 公共 機関	日本赤十字社(京都府支部)	1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
	関西電力株式会社	1 原子力発電所の安全性の確保 2 防災上必要な社内教育及び訓練の徹底 3 環境条件の把握及び資料の提供 4 防災活動体制の整備 5 防災業務設備の整備 放射線(能)の観測設備機材, 通信連絡設備, 放射線防護機材, 消防救助用機材等 6 連絡通報体制の整備 7 汚染拡大防止措置 8 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施 9 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 10 京都府及び関係市町の実施する原子力防災に対する積極的な全面協力
指定 地方 公共 機関	社団法人京都府医師会	1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 民間医療機関の医療活動の確保及び調整
	社団法人京都府バス協会	1 避難住民等の輸送
	社団法人京都府トラック協会	1 緊急物資の輸送
公共 的 団 体	農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	1 汚染農産物等の出荷制限等応急対策の指導 2 食料供給支援 3 有線放送設備等を利用したの広報活動等の協力

第2章 原子力災害事前対策

第2章

原子力災害事前対策

原子力施設においては、原子力災害の発生を未然に防止するため、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」、「原災法」に基づき、原子力災害予防対策が講じられている。しかし、原子力災害予防対策を講じているにも関わらず、原子力災害が発生した場合には、京都市は原子力事業者、国、京都府等と連携し、災害の状況に応じた最適な防護対策を実施し、住民の健康、生活基盤及び環境への影響を最小限に抑えられるよう、行動しなければならない。

これらの行動が、災害の状況に応じて有効に機能するためには、平時から、緊急時の体制や計画を適切に整備し、訓練等によって円滑に実行できるように、十分な準備をしておく必要がある。

本章では、災対法及び原災法に基づき実施する緊急事態応急体制の整備、市民等に対する知識の普及啓発、防災業務関係者の人材育成、防災訓練の実施等、原子力災害予防体制の整備及び原子力災害の事前対策について定める。

第2章

原子力災害事前対策

第1節 原子力事業者の防災業務計画に関する意見提出及び防災要員の現況等の届出の受領

■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
1.1 防災業務計画への意見提出	行財政局 (防災危機管理室)	1.1.1 防災業務計画への意見提出
1.2 原子力防災要員の現況等の届出の受領		1.2.1 原子力防災要員の現況等の届出の受領

1.1 防災業務計画への意見提出

- 1.1.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、関西電力株式会社（以下「関西電力（株）」という。）が作成又は修正しようとする大飯発電所防災業務計画について、原災法第7条第2項の規定に基づき、京都府から意見聴取を受けた時は、京都市地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を提出する。

1.2 原子力防災要員の現況等の届出の受領

- 1.2.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、関西電力（株）が京都府に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、原災法第8条第4項、第9条第6項及び第11条第4項の規定に基づき、京都府から届出の写しを受領する。

第2節 立入検査と報告の徴収

■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
2.1 立入検査の実施結果の受領	行財政局 (防災危機管理室)	2.1.1 立入検査の実施結果の受領

2.1 立入検査の実施結果の受領

- 2.1.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、京都府が行う関西電力（株）からの報告の徴収及び立入検査の実施結果の概要について、通知を受けるものとする。

第3節 原子力防災専門官との連携

■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
3.1 原子力防災専門官との連携	行財政局 (防災危機管理室)	3.1.1 原子力防災専門官との連携

3.1 原子力防災専門官との連携

3.1.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、地域防災計画（原子力災害対策編）の修正、大飯発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等について、平常時から原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急体制の整備

■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
4.1 迅速かつ円滑な災害応急体制の整備	各局・区役所	4.1.1 防災関係機関、企業等との連携の強化
		4.1.2 公共用地等の有効活用

4.1 迅速かつ円滑な災害応急体制の整備

4.1.1 防災関係機関、企業等との連携の強化

京都市《各局・区役所》は、平常時から防災関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

4.1.2 公共用地等の有効活用

京都市《各局・区役所》は、避難、備蓄等の応急体制の整備にあたり、国、京都府と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

京都市は、国、京都府、関西電力（株）、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておく。

■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
5.1 情報の収集・連絡体制の整備	行財政局 (防災危機管理室)	5.1.1 防災関係機関等との連携体制の強化
		5.1.2 機動的な情報収集体制の整備
		5.1.3 情報収集・連絡要員の派遣体制の整備
		5.1.4 非常通信協議会との連携
		5.1.5 移動通信系の活用体制の整備
		5.1.6 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築
5.2 情報の分析整理	行財政局 (防災危機管理室)	5.2.1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制の整備
		5.2.2 原子力防災関連情報の収集・蓄積及び情報のデータベース化等の推進
		5.2.3 防災対策上必要とされる資料の整備、更新、配備、管理
5.3 通信手段・経路の多様化	行財政局 (防災危機管理室)	5.3.1 防災行政無線の整備・拡充
		5.3.2 情報の伝送路の多ルート化
		5.3.3 衛星携帯電話等の活用
		5.3.4 災害時優先電話等の活用
		5.3.5 通信輻輳の防止
	施設管理者	5.3.6 非常用電源等の確保
	行財政局 (防災危機管理室) 施設管理者	5.3.7 通信設備等の保守点検及び管理

5.1 情報の収集・連絡体制の整備

5.1.1 防災関係機関等との連携体制の強化

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国、京都府、関西広域連合、関西電力（株）、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

5.1.2 機動的な情報収集体制の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び京都府と協力し、ヘリコプターや車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

5.1.3 情報収集・連絡要員の派遣体制の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

5.1.4 非常通信協議会との連携

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

5.1.5 移動通信系の活用体制の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、関係機関と連携し、移動系防災無線、消防無線、携帯電話、タクシー無線等の業務用移動通信、警察無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

5.1.6 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

5.2 情報の分析整理

5.2.1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

5.2.2 原子力防災関連情報の収集・蓄積及び情報のデータベース化等の推進

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び京都府とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

5.2.3 防災対策上必要とされる資料の整備、更新、配備、管理

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国、京都府及び関西電力（株）と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような大飯発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部予定施設及び緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理する。

表2.5.1 整備を行うべき資料

① 大飯発電所に関する資料	ア 大飯発電所防災業務計画
	イ 大飯発電所の施設の配置図
② 社会環境に関する資料	ア 種々の縮尺の周辺地図
	イ 周辺地域の人口、世帯数
	ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道及びヘリポート等交通手段に関する資料
	エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画
	オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、社会福祉施設等）に関する資料
	カ 緊急被ばく医療施設に関する資料
③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料	ア 周辺地域の気象資料
	イ 線量推定計算に関する資料
	ウ 平常時環境放射線モニタリング資料
	エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
	オ 農林水産物の生産及び出荷状況
④ 防護資機材等に関する資料	ア 防護資機材の備蓄・配備状況
	イ 避難用車両の状況
	ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料	ア 関西電力（株）を含む防災関係機関の緊急時対応組織に関する資料
	イ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表
⑥ 避難に関する資料	ア U P Z 内地域ごとの避難計画
	イ 避難所運用体制

5.3 通信手段・経路の多様化

京都市は、国及び京都府と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、大飯発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信手段及び経路の多様化を図る。

また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について、事前調整するものとする。

5.3.1 防災行政無線の整備・拡充

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、防災行政無線の整備・拡充に努める。

5.3.2 情報の伝送路の多ルート化

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国及び京都府と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

5.3.3 衛星携帯電話等の活用

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話等の活用に努める。

5.3.4 災害時優先電話等の活用

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用に努める。

5.3.5 通信輻輳の防止

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておく。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施する。

5.3.6 非常用電源等の確保

京都市《施設管理者》は、庁舎等が停電した場合に備え、耐震性や浸水への対応を考慮した非常用電源設備の整備を図る。

5.3.7 通信設備等の保守点検及び管理

京都市《行財政局（防災危機管理室）、施設管理者》は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

第6節 緊急事態応急体制の整備

京都市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させる。

■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
6.1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	行財政局 (防災危機管理室) 各局・区役所	6.1.1 警戒態勢をとるための必要な体制の整備
	行財政局 (防災危機管理室)	6.1.2 対策拠点施設における立ち上げ準備体制の整備
		6.1.3 現地事故対策連絡会議への職員派遣体制の整備
6.2 災害対策本部の設置・運営方法の整備	行財政局 (防災危機管理室) 各局・区役所	6.2.1 災害対策本部の設置・運営方法の整備
6.3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制の整備	行財政局 (防災危機管理室)	6.3.1 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制の整備
6.4 長期化に備えた動員体制等の整備	各局・区役所	6.4.1 長期化に備えた動員体制等の整備
6.5 防災関係機関相互の連携体制の強化	防災関係機関	6.5.1 防災関係機関相互の連携体制の強化
6.6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請体制の整備	消防局	6.6.1 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請体制の整備
6.7 自衛隊との連携体制の整備	行財政局 (防災危機管理室)	6.7.1 自衛隊との連携体制の整備
6.8 広域的な応援協力体制の拡充・強化		6.8.1 広域的な応援協力体制の拡充・強化
6.9 モニタリング体制等の整備	行財政局 (防災危機管理室) 環境政策局 産業観光局 保健福祉局 関係区役所 消防局 上下水道局	6.9.1 環境放射線モニタリング体制の整備
	行財政局 (防災危機管理室)	6.9.2 緊急時モニタリングへの協力体制の整備

6.10 専門家の派遣要請手続きの整備	行財政局 (防災危機管理室)	6.10.1 専門家の派遣要請手続きの整備
6.11 放射性物質による環境汚染への対処のための体制整備	行財政局 (防災危機管理室) 各局・区役所	6.11.1 放射性物質による環境汚染への対処のための体制整備
6.12 複合災害に備えた体制の整備	行財政局 (防災危機管理室)	6.12.1 複合災害に備えた体制の整備
6.13 人材及び防災資機材の確保等に係る連携		6.13.1 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

6.1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

6.1.1 警戒態勢をとるための必要な体制の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）、各局・区役所》は、大飯発電所等から以下に掲げる大飯発電所に係る連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

- (1) 警戒事象^{※1}又は重大なトラブル^{※2}に関する情報連絡
- (2) 原子力第一防災体制^{※3}の発令の連絡
- (3) 特定事象^{※4}発生又は原子力緊急事態宣言^{※5}発出の連絡

表 2.6.1 京都市の警戒態勢

災害の状況		警戒態勢	
		設置する本部	本部長
※1 警戒事象	原子力施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合等、原子力施設等の立地地域及びその周辺において大規模自然災害又は重要な故障が発生した場合等、特定事象に至る可能性がある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障	原子力災害 情報連絡本部	防災危機管理室長
※2 重大なトラブル	京都府又は関西電力（株）が、大飯発電所で発生したトラブルで特定事象に至るおそれがあると認めた事象		
※3 原子力第一防災体制	関西電力（株）が、原災法第11条第1項等に基づき設置している放射線測定設備において、1マイクロシーベルト／時以上の放射線が検出されるか、そのおそれがある場合に大飯発電所での原子力防災体制	原子力災害 警戒本部	危機管理監
※4 特定事象	原災法第10条に基づき関西電力（株）が国、関係公共機関への通報を義務付けられている異常事象	災害対策本部	市長
※5 原子力緊急事態宣言	原災法第15条に定める原子力緊急事態に至った場合に、内閣総理大臣が発出		

6.1.2 対策拠点施設における立ち上げ準備体制の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、警戒事象又は特定事象等発生時の連絡を受けた場合、直ちに国及び京都府と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を行えるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備する。

6.1.3 現地事故対策連絡会議への職員派遣体制の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておく。

6.2 災害対策本部の設置・運営方法の整備

6.2.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）、各局・区役所》は、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行う。

京都市《行財政局（防災危機管理室）、各局・区役所》は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておく。この際の意味決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

6.3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制の整備

6.3.1 京都市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、京都府、他の府内関係市町及び福井県等とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は、対策拠点施設に設置することとされている。

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておく。

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、それぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておく。

（参考）【京都府防災計画 第2編 第7章 3.】

原子力災害合同対策協議会は、国の現地災害対策本部、京都府、府内関係市町及び福井県等のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び関西電力（株）の代表者又は代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。

（中略）

また、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、京都府、府内関係市町、福井県等及び関西電力（株）等のそれぞれの職員を配置することとされており、京都府はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとされている。

6.4 長期化に備えた動員体制等の整備

- 6.4.1 京都市《各局・区役所》は、国、京都府及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員及び応援体制をあらかじめ整備する。

6.5 防災関係機関相互の連携体制の強化

- 6.5.1 京都市《防災関係機関》は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、京都府、自衛隊、警察、消防、指定公共機関、指定地方公共機関、関西電力（株）、その他の関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

6.6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請体制の整備

- 6.6.1 京都市《消防局》は、消防の応援に関する協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

6.7 自衛隊との連携体制の整備

- 6.7.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、京都府知事に対し、自衛隊への派遣要請を迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう求める。
- また、適切な役割分担を図るとともに、自衛隊の災害派遣が必要な状況及び分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、平常時よりその想定を行っておく。

6.8 広域的な応援協力体制の拡充・強化

- 6.8.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、京都府と協力し、広域的な応援協力体制の拡充・強化を図るため、市町村間の応援協定締結の促進を図るなど、必要な準備を整える。
- また、京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、関西電力（株）と緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、京都府、関西広域連合及び他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順等、必要な準備を整えておく。

6.9 モニタリング体制等の整備

6.9.1 環境放射線モニタリング体制の整備

京都市《環境政策局、産業観光局、保健福祉局、関係区役所、消防局、上下水道局》は、別に定める計画に基づき、環境放射線モニタリングを行う。

また、京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、京都府が実施する平常時の環境放射線モニタリングに協力するとともに、モニタリング結果に関する資料等の整理に努める。

6.9.2 緊急時モニタリングへの協力体制の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、京都府の実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

6.10 専門家の派遣要請手続きの整備

6.10.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、京都府又は関西電力（株）より警戒事象又は特定事象等発生連絡を受けた場合、京都市の対応策について指導・助言を受けるため、京都市防災会議専門委員等原子力の専門家を活用するための要領をあらかじめ定めておく。さらに、必要に応じて、国に対し専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておく。

6.11 放射性物質による環境汚染への対処のための体制整備

6.11.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）、各局・区役所》は、国、京都府、関西電力（株）及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について、必要な体制整備を行う。

6.12 複合災害に備えた体制の整備

6.12.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国及び京都府と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えの充実を図る。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

6.13 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

6.13.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、地震等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、京都府、指定公共機関及び関西電力（株）と相互の連携を図る。

図 2.6.1 警戒事象発生時の連絡系統図

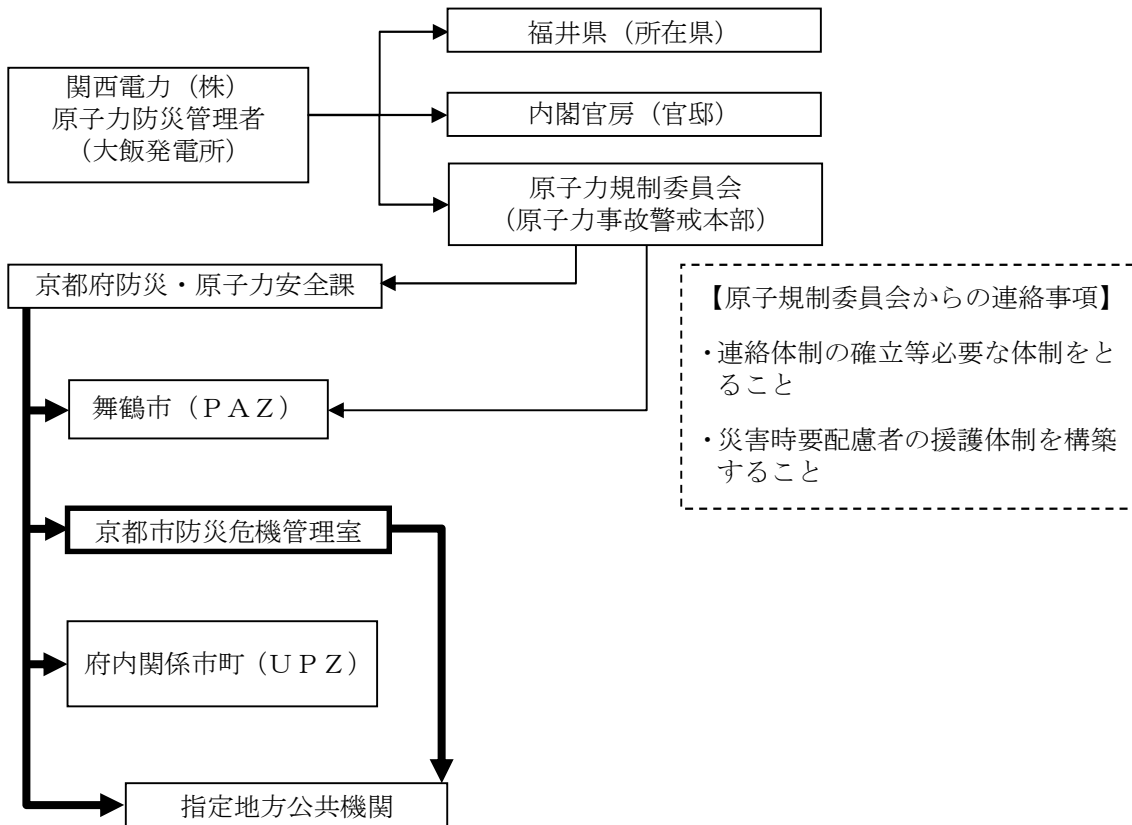


図 2.6.2 重大なトラブル発生時の連絡系統図

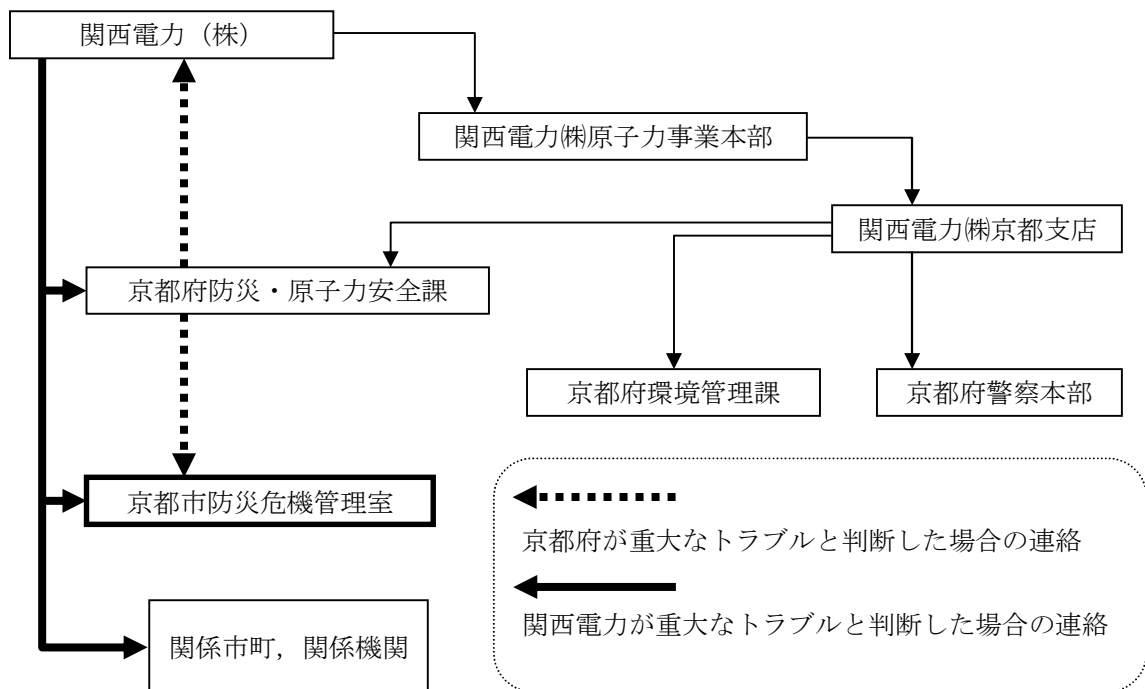


図 2.6.3 原子力第一防災体制発令時の連絡系統図

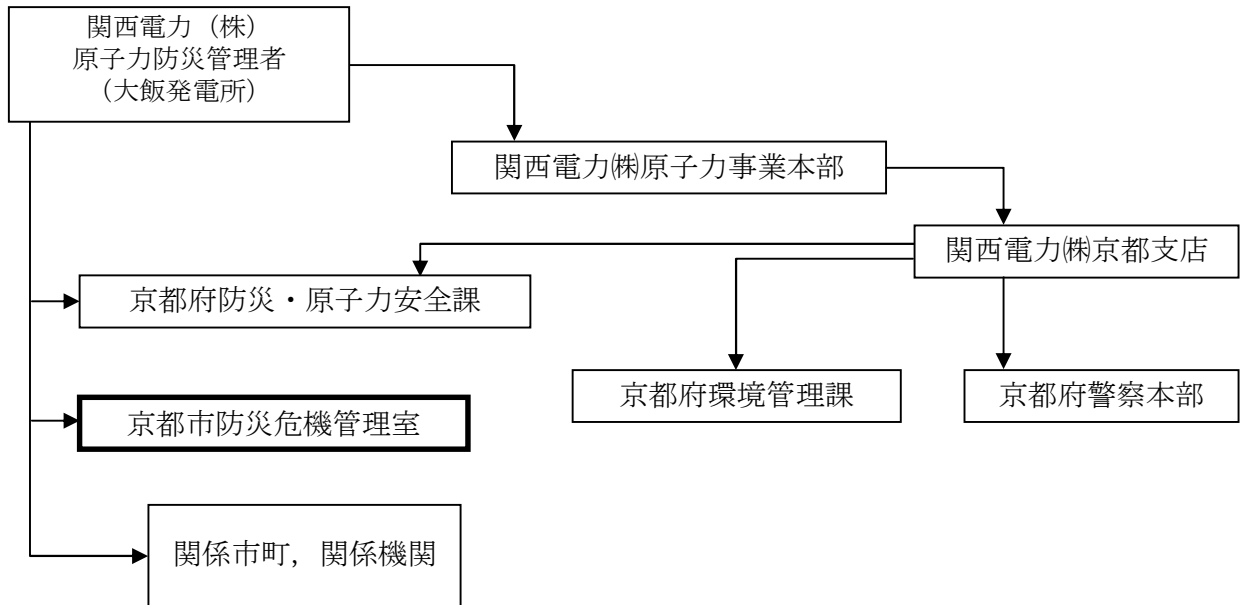
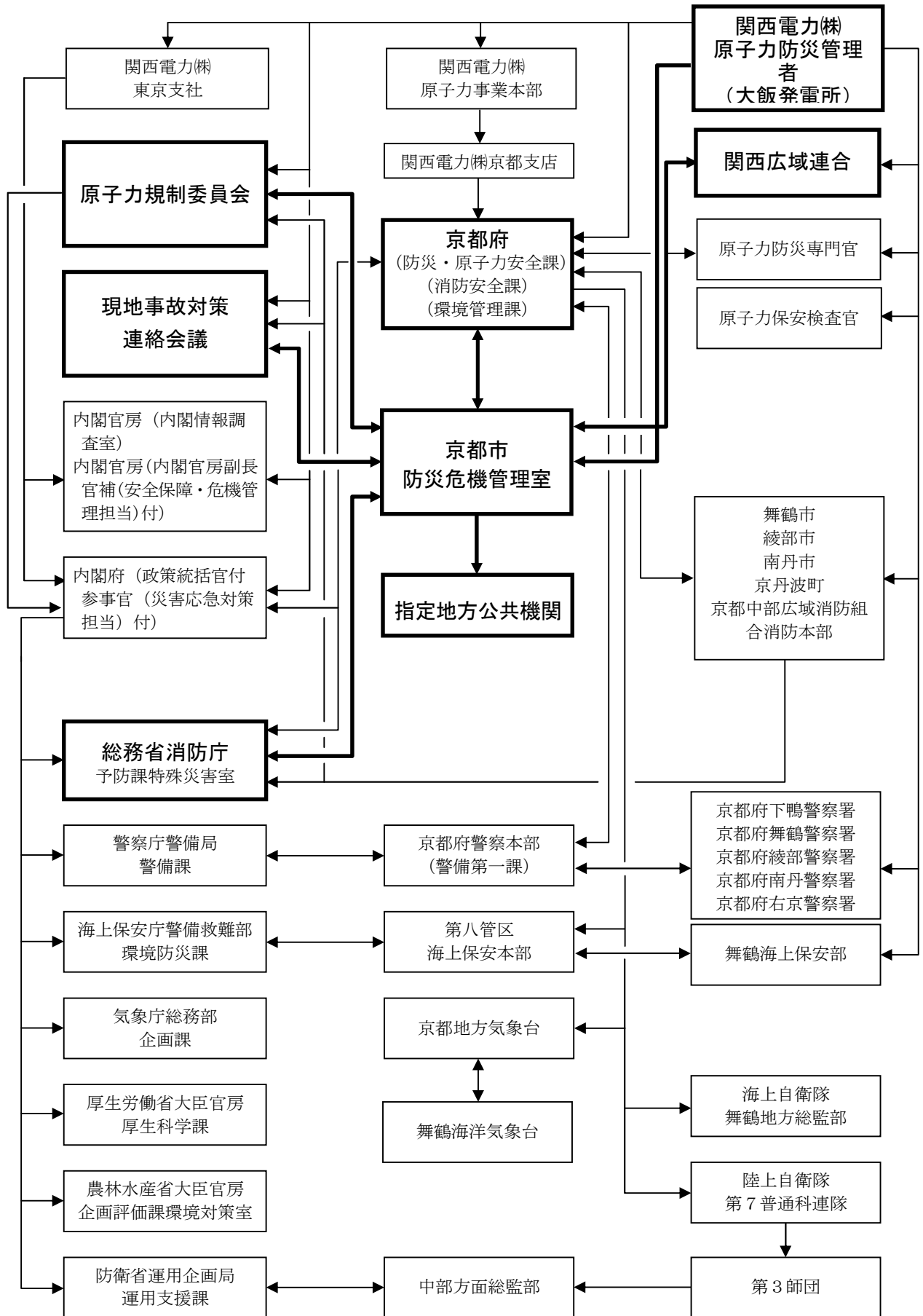


図 2.6.4 特定事象発生通報時の連絡系統図



第7節 避難収容活動体制の整備

■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
7.1 UPZ内における避難計画の作成	行財政局 (防災危機管理室)	7.1.1 UPZ内における避難計画の作成
7.2 避難所等の整備	行財政局 (防災危機管理室)	7.2.1 避難所等の把握, 設備の整備
	区役所	7.2.2 避難誘導用資機材, 移送用資機材・車両等の整備
	行財政局 (防災危機管理室)	7.2.3 コンクリート屋内退避体制の整備
	行財政局 (防災危機管理室)	7.2.4 広域一時滞在に係る手順等の作成
	都市計画局	7.2.5 応急仮設住宅等の供給体制の整備
	行財政局 (防災危機管理室)	7.2.6 被災者支援の仕組みの整備
	行財政局 (防災危機管理室) 保健福祉局 区役所 教育委員会	7.2.7 災害時要配慮者に配慮した避難所等の整備等
7.3 災害時要配慮者等の避難誘導・移送体制の整備	行財政局 (防災危機管理室) 保健福祉局 区役所	7.2.8 備蓄施設の確保及び物資の備蓄
	行財政局 (防災危機管理室) 保健福祉局 区役所	7.3.1 災害時要配慮者等の避難誘導・移送体制の整備
7.4 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の作成	行財政局 (防災危機管理室) 区役所 消防局	7.4.1 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の作成
7.5 病院等医療機関, 社会福祉施設, 学校等施設における避難計画の作成	保健福祉局	7.5.1 病院等医療機関における避難計画の作成
	保健福祉局	7.5.2 社会福祉施設における避難計画の作成
	保健福祉局 教育委員会	7.5.3 学校等施設における避難計画の作成
7.6 住民等の避難状況の確認体制の整備	区役所 消防局	7.6.1 住民等の避難状況の確認体制の整備
7.7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの運用	行財政局 (防災危機管理室)	7.7.1 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの運用
7.8 警戒区域を設定する場合の計画の策定	行財政局 (防災危機管理室) 区役所 消防局	7.8.1 警戒区域を設定する場合の計画の策定

7.9 避難所・避難方法等の周知	行財政局 (防災危機管理室) 区役所 消防局	7.9.1 避難所・避難方法等の周知
7.10 家庭動物の飼養場所の確保	行財政局 (防災危機管理室) 保健福祉局 区役所	7.10.1 家庭動物の飼養場所の確保

7.1 U P Z内における避難計画の作成

7.1.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国、京都府及び関西電力（株）の協力のもと、U P Z内における屋内退避及び避難誘導のための計画（以下「避難計画」という。）を作成する。

避難計画の作成に際しては、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とする。

また、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

（参考）【京都府防災計画 第2編第8章1.（抜粋）】

京都府は、府内関係市町に対し、国、関係機関及び関西電力（株）の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援するものとされている。

（中略）

なお、原子力災害対策指針に基づく広域避難計画作成に当たっての基本的な考え方は次のとおりとされている。

① 国及び府が中心となって関西広域連合又は他の都道府県との調整や市町村の間の調整を図る。

（以下略）

7.2 避難所等の整備

7.2.1 避難所等の把握、設備の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、京都市地域防災計画震災対策編「第2章第7節 避難所運営体制の整備」に基づき指定する避難所の中から、原子力災害時における避難に適した施設を把握しておく。

また、避難やスクリーニング等の場所（以下「避難所等」という。）は、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

7.2.2 避難誘導用資機材，移送用資機材・車両等の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は，京都府等と連携し，住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。

7.2.3 コンクリート屋内退避体制の整備

京都市《区役所》は，コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し，具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努める。

7.2.4 広域一時滞在に係る手順等の作成

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は，京都府及び関西広域連合と連携し，大規模広域災害時に市町村の区域を越える避難（以下「広域避難」という。）が円滑に行われるよう，他の地方公共団体との広域避難者の受入れ（以下「広域一時滞在」という。）に係る応援協定を締結するなど，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また，他の市町村からの避難者を受け入れることができるよう，広域一時滞在对応できる施設等をあらかじめ定めておくよう努める。

7.2.5 応急仮設住宅等の供給体制の整備

京都市《都市計画局》は，国，京都府，企業等と連携を図りつつ，応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し，供給可能性を把握するなど，調達・供給体制の整備に努める。また，災害に対する安全性に配慮しつつ，応急仮設住宅の用地に関し，建設可能な用地を把握するなど，供給体制の整備に努める。

7.2.6 被災者支援の仕組みの整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は，平常時から，被災者支援の仕組みを担当する局区を明確化し，被災者支援の仕組みの整備等に努める。

7.2.7 災害時要配慮者に配慮した避難所等の整備等

京都市《行財政局（防災危機管理室），保健福祉局，区役所，教育委員会》は，京都府と連携し，避難所等において，傷病者，入院患者，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の災害時要配慮者（以下「災害時要配慮者」という。）に配慮した施設・設備の整備に努めるとともに，福祉避難所の指定を進める。

7.2.8 備蓄施設の確保及び物資の備蓄

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は，備蓄施設の確保及び避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに，避難所等における備蓄のためのスペース，通信設備の整備等に努める。

7.3 災害時要配慮者等の避難誘導・移送体制の整備

7.3.1 京都市《行財政局（防災危機管理室），保健福祉局，区役所》は，京都府の協力のもと，災害時要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため，原子力災害の特殊性に留意し，次

の項目に取り組む。

(1) 災害時要配慮者等に関する情報の把握

京都市《行財政局（防災危機管理室），区役所》は，UPZ内の災害時要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し，安否確認を行うため，平常時より，災害時要配慮者等に関する情報の把握に努める。

(2) 情報伝達体制の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室），区役所》は，UPZ内の災害時要配慮者及び一時滞者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう，情報伝達体制を整備する。

(3) 避難誘導體制等の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室），保健福祉局》は，UPZ内の災害時要配慮者及び一時滞者を適切に避難所等へ避難誘導するため，必要に応じて避難誘導や搬送・受入体制の整備を図る。

また，京都市《保健福祉局》は，災害時要援護者名簿の整備に努める。

7.4 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の作成

7.4.1 UPZ内の不特定多数の者が利用する施設の管理者は，京都市《行財政局（防災危機管理室），区役所，消防局》と連携し，避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

7.5 病院等医療機関，社会福祉施設，学校等施設における避難計画の作成

UPZ内に以下の施設が設置された場合は，避難計画を作成する。

7.5.1 病院等医療機関における避難計画の作成

病院等医療機関の管理者は，京都市《保健福祉局》と連携し，原子力災害時における避難場所，避難経路，誘導責任者，誘導方法，患者の移送に必要な資機材の確保，避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

7.5.2 社会福祉施設における避難計画の作成

社会福祉施設の管理者は，京都市《保健福祉局》と連携し，原子力災害時における避難場所，避難経路，誘導責任者，誘導方法，入所者等の移送に必要な資機材の確保，関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に，入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

7.5.3 学校等施設における避難計画の作成

学校等施設の管理者は，京都市《保健福祉局，教育委員会》と連携し，原子力災害時における園児，児童，生徒及び学生の安全を確保するため，避難場所，避難経路，誘導責任者，誘導方法等についての避難計画を作成する。

また，京都市《保健福祉局，教育委員会》は，災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等及び小学校の園児又は児童の安全で確実な避難のため，各施設が保護者との間で，災害発生時における園児の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

7.6 住民等の避難状況の確認体制の整備

7.6.1 京都市《区役所，消防局》は，避難の勧告又は指示等を行った場合において，住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。

なお，避難状況の確実な把握に向けて，京都市が指定した避難所以外に避難した場合には区の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう周知する。

7.7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの運用

7.7.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は，居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう，京都府が整備する被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用を図る。

7.8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

7.8.1 京都市《行財政局（防災危機管理室），区役所，消防局》は，国及び京都府と連携して警戒区域を設定する場合，警戒区域設定に伴う広報，立入規制，一時立入等に関する計画を策定するとともに，必要な資機材や人員等の確保を図る。

7.9 避難所・避難方法等の周知

7.9.1 京都市《行財政局（防災危機管理室），区役所，消防局》は，緊急時における避難をはじめとする防護措置等の場所及び方法等について，日頃から住民への周知徹底に努める。

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は，国，京都府及び関西電力（株）の協力のもと，警戒事象及び特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。また，住民等に対し，具体的な避難指示の伝達方法の周知を行う。

7.10 家庭動物の飼養場所の確保

7.10.1 京都市《行財政局（防災危機管理室），保健福祉局，区役所》は，京都府と連携して，災害発生時における家庭動物の飼養場所の確保に努める。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
8.1 専門家の現地移送への協力	行財政局 (防災危機管理室)	8.1.1 専門家の現地移送への協力
8.2 緊急輸送道路の関連設備の整備	建設局	8.2.1 緊急輸送道路の関連設備の整備

8.1 専門家の現地移送への協力

8.1.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、京都府が行う放射線医学総合研究所，指定公共機関等からのモニタリング，医療等に関する専門家の現地への移送に協力する。

8.2 緊急輸送道路の関連設備の整備

8.2.1 京都市《建設局》は、京都市の管理する情報板等の道路交通関連設備について，緊急時を念頭においた整備に努める。

第9節 救助・救急及び防護資機材等の整備

■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
9.1 救助・救急活動用資機材の整備	消防局	9.1.1 救助・救急活動用資機材の整備
9.2 救助・救急機能の強化	消防局	9.2.1 救助・救急機能の強化
9.3 緊急被ばく医療活動体制等の整備	保健福祉局 消防局	9.3.1 緊急被ばく医療活動体制等の整備
9.4 安定ヨウ素剤の備蓄	行財政局 (防災危機管理室) 保健福祉局	9.4.1 安定ヨウ素剤の備蓄
9.5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	行財政局 (防災危機管理室)	9.5.1 防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備
		9.5.2 応急対策時の安全確保のための国等との密接な情報交換
9.6 物資の調達、供給活動体制の整備	行財政局 文化市民局 産業観光局 保健福祉局 区役所	9.6.1 物資の調達、供給活動体制の整備

9.1 救助・救急活動用資機材の整備

9.1.1 京都市《消防局》は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、京都府と協力し、応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材等の整備に努める。

9.2 救助・救急機能の強化

9.2.1 京都市《消防局》は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

9.3 緊急被ばく医療活動体制等の整備

9.3.1 京都市《保健福祉局、消防局》は、緊急時におけるUPZ内の住民等の健康管理、スクリーニング、除染等の実施体制及び京都府が実施する緊急被ばく医療への協力体制の整備を図る。

9.4 安定ヨウ素剤の備蓄

9.4.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）、保健福祉局》は、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合には直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう備蓄を行う。

なお、安定ヨウ素剤の備蓄量、保管場所、配布等については、原子力災害対策指針に基づき検討を行う。

9.5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

9.5.1 防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国及び京都府と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

9.5.2 応急対策時の安全確保のための国等との密接な情報交換

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、京都府及び関西電力（株）と相互に密接な情報交換を行う。

9.6 物資の調達、供給活動体制の整備

9.6.1 京都市《行財政局、文化市民局、産業観光局、保健福祉局、区役所》は、「京都市地域防災計画震災対策編第2章第12節及び第13節」に基づき、必要とされる食料、生活必需品、その他の物資について、備蓄・調達・輸送等の体制を整備する。

第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
10.1 住民等への的確な情報伝達体制の整備	行財政局 (防災危機管理室)	10.1.1 住民等に提供する情報の整理，情報伝達の役割等の明確化
		10.1.2 複合災害における情報伝達体制の確保，必要な施設・装備の整備
	総合企画局 区役所	10.1.3 住民相談窓口の設置の方法，体制等の整備
	行財政局 (防災危機管理室) 総合企画局 保健福祉局 区役所	10.1.4 災害時要配慮者等に対する迅速な災害情報伝達のための体制の整備
	行財政局 (防災危機管理室) 総合企画局	10.1.5 多様なメディアの活用体制の整備

10.1 住民等への的確な情報伝達体制の整備

10.1.1 住民等に提供する情報の整理，情報伝達の役割等の明確化

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は，国及び京都府と連携し，警戒事象又は特定事象等発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について，災害の状況や情報の提供先に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。また，UPZ内の住民等に対して必要な情報が確実に伝達され，かつ共有されるように，情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

10.1.2 複合災害における情報伝達体制の確保，必要な施設・装備の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は，地震等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに，被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう，防災行政無線，衛星携帯電話，その他必要な施設，装備の整備を図る。

10.1.3 住民相談窓口の設置の方法，体制等の整備

京都市《総合企画局，区役所》は，国及び京都府と連携し，住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてその方法，体制等の整備に努める。

10.1.4 災害時要配慮者等に対する迅速な災害情報伝達のための体制の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室），総合企画局，保健福祉局，区役所》は，原子力災害の特殊性に鑑み，国及び京都府と連携し，災害時要配慮者及び一時滞在者に対し，災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう，周辺住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

10.1.5 多様なメディアの活用体制の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）、総合企画局》は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と協力し、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能等、多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第11節 行政機関の業務継続計画の策定

■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
11.1 行政機関の業務継続計画の策定	各局・区役所	11.1.1 行政機関の業務継続計画の策定

11.1 行政機関の業務継続計画の策定

11.1.1 UPZ内の行政機関《各局・区役所》は、庁舎の所在地が避難及び一時移転の対象区域（以下「避難対象区域」という。）に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続体制を確保するため、業務継続計画を策定する。

第12節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発及び情報発信

■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
12.1 原子力防災に関する知識の普及と啓発	行財政局 (防災危機管理室) 総合企画局 区役所 消防局	12.1.1 原子力防災に関する知識の普及と啓発のための広報活動の実施
	教育委員会	12.1.2 児童、生徒等に対する防災教育
	行財政局 (防災危機管理室) 総合企画局 区役所 消防局	12.1.3 災害時要配慮者や男女双方の視点に配慮した防災知識の普及と啓発の実施
	行財政局 (防災危機管理室)	12.1.4 大災害に関する資料の収集・公開及び情報発信

12.1 原子力防災に関する知識の普及と啓発

12.1.1 原子力防災に関する知識の普及と啓発のための広報活動の実施

京都市《行財政局（防災危機管理室）、総合企画局、区役所、消防局》は、国、京都府及び関西電力（株）と協力して、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため広報活動を実施する。

<啓発項目の具体例>

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 原子力施設の概要に関すること
- ウ 原子力災害とその特性に関すること
- エ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- オ 緊急時に、京都市、国及び京都府等が講じる対策の内容に関すること
- カ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- キ 災害時要配慮者への支援に関すること
- ク 緊急時にとるべき行動
- ケ 避難所での運営管理、行動等に関すること

12.1.2 児童、生徒等に対する防災教育

京都市《教育委員会》は、教育機関、民間団体等と連携し、児童、生徒等に対する防災教育を実施する。

12.1.3 災害時要配慮者や男女双方の視点に配慮した防災知識の普及と啓発の実施

京都市《行財政局（防災危機管理室）、総合企画局、区役所、消防局》が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、災害時要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において災害時要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

12.1.4 大災害に関する資料の収集・公開及び情報発信

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国及び京都府と連携し、過去に起こった大災害の教訓等を後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理、保存し、市民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、必要に応じ国内外にも広く情報発信するよう努める。

第13節 防災業務関係者の人材育成

■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
13.1 防災業務関係者に対する研修及び人材育成	行財政局 (防災危機管理室)	13.1.1 防災業務関係者に対する研修及び人材育成

13.1 防災業務関係者に対する研修及び人材育成

13.1.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国及び京都府と連携し、国、指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。

また、京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国、京都府及び防災関係機関と連携し、原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施する。

<研修項目の具体例>

- ア 原子力防災体制及び組織に関すること
- イ 原子力施設の概要に関すること
- ウ 原子力災害とその特性に関すること
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- オ モニタリングと予測の役割分担、モニタリング実施方法及び機器に関すること
- カ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- キ 緊急時に京都市、京都府、国及び関西広域連合等が講じる対策の内容
- ク 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ケ 放射線緊急披ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- コ その他緊急時対応に関すること

第14節 防災訓練等の実施

■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
14.1 訓練計画の策定	行財政局 (防災危機管理室) 区役所 消防局	14.1.1 訓練実施計画の企画立案
	行財政局 (防災危機管理室)	14.1.2 総合的な防災訓練の企画立案への参画
14.2 訓練の実施	行財政局 (防災危機管理室) 区役所 消防局	14.2.1 要素別訓練等の実施
	行財政局 (防災危機管理室)	14.2.2 総合的な防災訓練の実施
14.3 実践的な訓練の工夫及び事後評価	行財政局 (防災危機管理室) 区役所 消防局	14.3.1 実践的な訓練の工夫及び事後評価

14.1 訓練計画の策定

14.1.1 訓練実施計画の企画立案

京都市《行財政局(防災危機管理室)、区役所、消防局》は、国、京都府、関西広域連合、関西電力(株)等関係機関と連携し、原子力防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を、必要に応じ京都府と共同又は独自に行う。

<要素ごと訓練の具体例>

- ア 災害対策本部等の設置運営訓練
- イ 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練
- カ 緊急被ばく医療訓練
- キ 住民に対する情報伝達訓練
- ク 住民避難訓練
- ク 消防活動訓練 等

14.1.2 総合的な防災訓練の企画立案への参画

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、京都市が含まれる場合には、京都市が行うべき防災対策や訓練シナリオの作成等、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

14.2 訓練の実施

14.2.1 要素別訓練等の実施

京都市《行財政局（防災危機管理室）、区役所、消防局》は、計画に基づき、国、京都府、関西電力（株）等の関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的実施する。

14.2.2 総合的な防災訓練の実施

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、京都府、関西広域連合、関西電力（株）等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

14.3 実践的な訓練の工夫及び事後評価

14.3.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）、区役所、消防局》は、訓練の実施に際しては、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練終了後は、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、原子力防災体制の改善に取り組む。

京都市《行財政局（防災危機管理室）、区役所、消防局》は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。

<実践的な訓練の具体例>

ア 参加者に事前にシナリオを知らせない訓練

イ 訓練開始時間を知らせずに行う訓練

ウ 机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練 等

第15節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
15.1 核燃料物質等の運搬中の事故への対応	消防局	15.1.1 原子力事業者等との協力，消火，人命救助，救急活動等の実施
	京都府警察本部	15.1.2 原子力事業者等との協力，人命救助，避難誘導，交通規制等の実施
	行財政局 (防災危機管理室) 区役所 消防局	15.1.3 事故現場周辺の住民避難等，市民の安全を確保するための措置

15.1 核燃料物質等の運搬中の事故への対応

核燃料物質等の運搬の事故については，輸送が行われる都度に経路が特定され，原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み，原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。

こうした輸送の特殊性等を踏まえ，防災関係機関においては，京都市地域防災計画事故対策編「第2章第4節 危険物等事故応急体制の整備」及び「第3章第4節 危険物等事故応急対策計画」によるほか，次により対応する。

15.1.1 原子力事業者等との協力，消火，人命救助，救急活動等の実施

事故の連絡を受けた京都市《消防局》は，直ちにその旨を京都府に報告するとともに，事故の状況の把握に努め，事故の状況に応じて，消防職員の安全確保を図りながら，原子力事業者等に協力して，消火，人命救助，救急等必要な措置を実施する。

15.1.2 原子力事業者等との協力，人命救助，避難誘導，交通規制等の実施

事故の通報を受けた最寄りの警察機関《京都府警察本部》は，事故の状況の把握に努めるとともに，事故の状況に応じて，警察職員の安全確保を図りながら，原子力事業者等と協力して，人命救助，避難誘導，交通規制等必要な措置を実施する。

15.1.3 事故現場周辺の住民避難等，市民の安全を確保するための措置

京都市《行財政局（防災危機管理室），区役所，消防局》及び京都府は，事故の状況の把握に努めるとともに，国の指示又は独自の判断により，事故現場周辺の住民避難等，市民の安全を確保するために必要な措置を講じる。

第16節 災害復旧への備え

■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
16.1 災害復旧に備えた除染に関する資料の収集・整備等	行財政局 (防災危機管理室) 各局	16.1.1 災害復旧に備えた除染に関する資料の収集・整備等

16.1 災害復旧に備えた除染に関する資料の収集・整備等

16.1.1 京都市《行財政局（防災危機管理室），各局》は，災害復旧に資するため，国及び京都府と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第3章 緊急事態応急対策

第3章

緊急事態応急対策

放射線は五感で感じることができず、人体に与える影響の程度を自ら判断できないことや、防護対策を講じるためには原子力災害に関する概略的な知識が必要である。一方、地震災害などの自然災害と異なり、応急対策を講じるまでに時間的な余裕がある場合があるなどの特殊性がある。

原子力災害の発生時においては、限られた時間内に得られる確実性の高い情報に基づき、住民等の防護措置を的確かつ迅速に講じることが必要である。その際には、観測可能な数値に基づき、京都市をはじめとする当事者が災害の状況に応じた防護措置を行うことが重要である。

本章では、大飯発電所で発生した事故、故障等により、警戒事象又は特定事象発生の通報等があった場合及び原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合における緊急連絡及び活動体制の確立、住民等の防護措置等の緊急事態応急対策について定める。

なお、大飯発電所以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第3章

緊急事態応急対策

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

■ 実施責任者 : 行財政局 (防災危機管理室)

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分担内容
1.1 特定事象等発生情報等を確認し、関係する防災関係機関等に連絡する	行財政局 (防災危機管理室)	1.1.1 警戒事象発生の連絡を確認し、関係する指定地方公共機関に連絡する
		1.1.2 重大なトラブルに関する情報を確認する
		1.1.3 原子力第一防災体制発令の連絡を確認する
		1.1.4 特定事象発生の連絡を確認し、関係する指定地方公共機関に連絡する
1.2 特定事象等発生後の応急対策活動情報、被害情報等を連絡する	行財政局 (防災危機管理室)	1.2.1 重大なトラブルに関する情報連絡及び原子力第一防災体制発令後の情報連絡を確認する
		1.2.2 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡を行う
		1.2.3 原子力緊急事態における連絡等 (原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡) を行う
1.3 一般回線が使用できない場合に対処する	行財政局 (防災危機管理室)	1.3.1 一般回線が使用できない場合に対処する
1.4 放射性物質による影響の早期把握のための活動を行う	本部事務局 各部	1.4.1 緊急時モニタリングに協力し、モニタリング情報の迅速な把握に努める
	環境政策部 産業観光部 保健福祉部 消防部 上下水道部 区本部	1.4.2 住民等への影響を迅速に把握するため緊急時モニタリングを実施する

1.1 特定事象等発生情報等を確認し、関係する防災関係機関等に連絡する

1.1.1 警戒事象発生の連絡を確認し、関係する指定地方公共機関に連絡する

京都市《行財政局 (防災危機管理室)》は、京都府から連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。

※ 指定地方公共機関への連絡については、京都府と重複しないよう調整する。

(参考) 【京都府防災計画 第3編 第2章 1.】

関西電力(株)の原子力防災管理者は、警戒事象として国が定める事象が発生した場合は、福井県をはじめ、官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、関係機関等への連絡に備えることとされている。

原子力規制委員会は、警戒事象の発生及びその後の状況について、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁及び所在県に対し情報提供を行うこととされている。また、PAZを含む市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要配慮者の援護体制を構築するよう連絡する

こととされている。

京都府「府民生活部」は、国から通報・連絡を受けた事項について、府内関係市町及び関係する指定地方公共機関に連絡することとされている。

1.1.2 重大なトラブルに関する情報を確認する

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、関西電力（株）又は京都府から連絡を受けた事項を確認する。

（参考）【京都府防災計画 第3編 第2章 1.】

関西電力（株）は、大飯発電所において重大なトラブルが発生した場合、直ちに府内関係市町、京都府及び関係機関に連絡することとされている。

1.1.3 原子力第一防災体制発令の連絡を確認する

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、大飯発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）又は京都府から連絡を受けた事項を確認する。

（参考）【京都府防災計画 第3編 第2章 1.】

原子力防災管理者は、原子力第一防災体制を発令した場合、直ちに京都府、府内関係市町及び関係機関に連絡することとされている。

1.1.4 特定事象発生の連絡を確認し、関係する指定地方公共機関に連絡する

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、原子力防災管理者又は京都府から連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。なお、指定地方公共機関への連絡については、京都府と重複しないよう調整する。

（参考）【京都府防災計画 第3編 第2章 1.】

原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発見の通報を受けた場合、原災法、大飯発電所原子力事業者防災業務計画等に基づき、直ちに（15分以内を目途）京都府をはじめ内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制委員会、福井県、おおい町へ同時に文書をファクシミリで送付することとされている。併せて、官邸（内閣官房）、府内関係市町、関西広域連合、警察本部、消防機関、海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、京都府をはじめ官邸（内閣官房）、福井県、おおい町及び福井県警察本部に連絡することとされている。また、必要に応じP A Zを含む市町村に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとされている。

京都府〔府民生活部〕は、関西電力（株）及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、府内関係市町、関西広域連合及び関係する指定地方公共機関に連絡することとされている。

- ・ P A Zを含む市町村と同様の情報をU P Zを含む市町村に連絡
- ・ U P Zを含む市町村に連絡する際には、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載

原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、京都府をはじめ、国、福井県等に連絡することとされている。

1.2 特定事象等発生後の応急対策活動情報、被害情報等を連絡する

1.2.1 重大なトラブルに関する情報連絡及び原子力第一防災体制発令後の情報連絡を確認する

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、関西電力（株）、原子力防災管理者又は京都府から連絡を受けた事項を確認する。

（参考）【京都府防災計画 第3編 第2章 2.】

（重大なトラブルに関する情報連絡後の情報連絡）

関西電力（株）は、京都府、府内関係市町及び関係機関に施設の状況等を定期的にファクシミリにより連絡するとともに、必要に応じ随時連絡することとされている。

（原子力第一防災体制発令後の情報連絡）

原子力防災管理者は、京都府、府内関係市町及び関係機関に施設の状況、応急対策活動の状況、発電所原子力緊急時対策本部の設置状況等を定期的にファクシミリにより連絡するとともに、必要に応じ随時連絡することとされている。

1.2.2 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡を行う

- （1）京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、関西電力（株）等から連絡を受けた事項、京都市が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。
- （2）京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、指定地方公共機関との間において、関西電力（株）及び京都府から連絡を受けた事項、京都市が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。
- （3）京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、京都府との間において、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。
- （4）京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にする。

(参考) 【京都府防災計画 第3編 第2章 2.】

原子力防災管理者は、京都府をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、福井県等、府内関係市町、福井県警察本部、おおい町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、関西電力（株）の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的にファクシミリにより連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。

京都府【府民生活部】及び府内関係市町は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとされている。

1.2.3 原子力緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）を行う

- (1) 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国の現地対策本部、京都府、福井県等、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関、関西電力（株）及びその他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、京都市が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。
- (2) 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、京都市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。

(参考) 【京都府防災計画 第3編 第2章 2.】

原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

原子力防災専門官は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、京都府、府内関係市町、福井県等をはじめ、関西電力（株）及び関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

1.3 一般回線が使用できない場合に対処する

- 1.3.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、地震等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備している防災行政無線並びに衛星通信回線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

(参考) 【京都府防災計画 第3編 第2章 3.】

原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-ALERT等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達することとされている。

京都府は、伝達された内容を府内市町村及び関西広域連合等に連絡することとされている。

1.4 放射性物質による影響の早期把握のための活動を行う

1.4.1 緊急時モニタリングに協力し、モニタリング情報の迅速な把握に努める

京都市《本部事務局，各部》は，京都府が実施する緊急時モニタリングに関し，職員を派遣するなど協力を行う。

また，京都府や対策拠点施設に派遣した職員を通じて，屋内退避，避難，飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

1.4.2 住民等への影響を迅速に把握するため緊急時モニタリングを実施する

京都市《環境政策部，産業観光部，保健福祉部，消防部，上下水道部，区本部》は，京都府が実施するモニタリング活動に加え，災害の状況に応じ，別に定める計画に基づき，緊急時における原子力発電所からの放射性物質の放出による住民及び周辺環境への影響を迅速に把握するため，緊急時モニタリングを実施する。

第2節 活動体制の確立

■ 実施責任者 : 本部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分担内容
2.1 警戒態勢を確立する	行財政局 (防災危機管理室)	2.1.1 警戒事象等発生時の警戒態勢（原子力災害情報連絡本部の設置）を確立する
		2.1.2 原子力第一防災体制発令時の警戒態勢（原子力災害警戒本部の設置）を確立する
	本部事務局	2.1.3 特定事象発生との連絡を受けた場合の警戒態勢（災害対策本部の設置）を確立する
2.2 原子力災害合同対策協議会等に参加し初動活動に従事させる	本部事務局	2.2.1 原子力災害合同対策協議会等に参加し初動活動に従事させる
2.3 専門家の派遣を要請する	本部事務局	2.3.1 専門家の派遣を要請する
2.4 応援要請及び職員の派遣要請等を実施する	本部事務局 消防部	2.4.1 応援要請を行う
	本部長	2.4.2 職員の派遣要請等を行う
2.5 自衛隊の派遣及び撤収要請等を要求する	本部長	2.5.1 自衛隊の派遣及び撤収要請等を要求する
2.6 防災業務関係者の安全を確保する	本部事務局	2.6.1 防災業務関係者の安全確保を行う
	本部長	2.6.2 防護対策の指示及び防護資機材調達の協力を要請する
	本部事務局 各部	2.6.3 防災業務関係者の放射線防護を行う
2.7 原子力災害被災者生活支援チームと連携する	本部事務局 各部	2.7.1 原子力災害被災者生活支援チームと連携する

2.1 警戒態勢を確立する

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、警戒事象又は特定事象等の発生の連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、京都府及び関西電力（株）等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のための警戒態勢を確立する。

表 3.2.1 <京都市の警戒態勢>

災害の状況		警戒態勢	
		設置する本部	本部長
警戒事象	原子力施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合等、原子力施設等の立地地域及びその周辺において大規模自然災害又は重要な故障が発生した場合等、特定事象に至る可能性がある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障	原子力災害情報連絡本部	防災危機管理室長
重大なトラブル	京都府又は関西電力（株）が、大飯発電所で発生したトラブルで特定事象に至るおそれがあると認めた事象		
原子力第一防災体制	関西電力（株）が、原災法第11条第1項等に基づき設置している放射線測定設備において、1マイクロシーベルト/時以上の放射線が検出されるか、そのおそれがある場合に大飯発電所での原子力防災体制	原子力災害警戒本部	危機管理監
特定事象	原災法第10条に基づき関西電力（株）が国、関係公共機関への通報を義務付けられている異常事象	災害対策本部	市長
原子力緊急事態宣言	原災法第15条に定める原子力緊急事態に至った場合に、内閣総理大臣が発出		

2.1.1 警戒事象等発生時の警戒態勢を確立する

(1) 原子力災害情報連絡本部の設置

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、警戒事象又は重大なトラブル発生の連絡を受けた場合、防災危機管理室長を本部長とする原子力災害情報連絡本部（以下「情報連絡本部」という。）を設置するとともに、必要に応じ関係局区連絡会議を開催し、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとる。

なお、情報連絡本部の所掌事務及び関係局区連絡会議の構成は、表 3.2.2 及び 3.2.3 のとおりとする。

(2) 原子力災害情報連絡本部の閉鎖

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、概ね以下の基準に基づき、情報連絡本部を閉鎖する。

- ア 情報連絡本部長が、大飯発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めるとき
- イ 原子力災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

2.1.2 原子力第一防災体制発令時の警戒態勢を確立する

(1) 原子力災害警戒本部の設置

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、原子力第一防災体制発令の連絡を受けた場合、その他市長が必要と認めた場合は、危機管理監を本部長とする原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、職員の非常参集、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、その旨を京都府に連絡する。

なお、警戒本部の構成、所掌事務は表 3.2.4 及び 3.2.5 のとおりとする。

(2) 警戒本部の閉鎖

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、概ね以下の基準に基づき、警戒本部を閉鎖する。

- ア 警戒本部長が、大飯発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めるとき
- イ 災害対策本部が設置されたとき

2.1.3 特定事象発生時の連絡を受けた場合の警戒態勢を確立する

(1) 災害対策本部の設置

京都市《本部事務局》は、特定事象発生時の連絡を受けた場合、その他市長が必要と認めた場合は、市長を本部長とする災害対策本部を設置するとともに、その旨を京都府に連絡する。

(2) 災害対策本部の組織、配備体制及び参集方法等

災害対策本部の組織、運営の方法、配備体制、所掌事務等は、京都市災害対策本部条例及び京都市災害対策本部要綱の定めるところによるほか、表 3.2.6 のとおりとする。

(3) 他の災害対策本部との連携

京都市《本部事務局》は、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

(4) 災害対策本部の閉鎖

京都市《本部事務局》は、概ね以下の基準に基づき、災害対策本部を閉鎖する。

- ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき
- イ 災害対策本部長が、大飯発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めるとき

(5) 情報の収集

京都市《本部事務局》は、特定事象等発生時の連絡を受けた場合、原子力防災専門官、京都府、関西電力（株）等から情報等を得るとともに、国との連携を図り、事故状況の把握に努

める。

(6) 対策拠点施設の設営準備への協力

京都市《本部事務局》は、警戒事象又は特定事象等発生連絡を受けた場合、京都府と連携し、直ちに対策拠点施設の設営準備への協力を行う。

(7) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

京都市《本部事務局》は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに京都市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定めた職員を対策拠点施設に派遣する。

(8) 国等との情報の共有等

京都市《本部事務局》は、派遣された職員に対し、京都市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を図る。

表 3.2.2 原子力災害情報連絡本部の所掌事務

担 当	所掌事務
行財政局 (防災危機管理室)	関係局区連絡会議の開催 情報の収集 連絡体制の確立 等

表 3.2.3 関係局区連絡会議の構成

	環境政策局環境企画部長
	行財政局総務部長
座長	行財政局防災危機管理室長
	総合企画局政策企画室長
	文化市民局共同参画社会推進部長
	産業観光局商工部長
	保健福祉局保健福祉部長
	都市計画局都市企画部長
	建設局建設企画部長
	消防局総務部長
	交通局企画総務部長
	上下水道局総務部長
	市会事務局次長
	教育委員会事務局総務部長
	選挙管理委員会事務局次長
	人事委員会事務局次長
	監査事務局次長
	左京区役所副区長
	右京区役所副区長
	当番区副区長
	その他、必要と認める者

※座長が必要な構成員を招集することとする。

事務局：防災危機管理室

表 3.2.4 原子力災害警戒本部の所掌事務

担 当	所掌事務
行財政局 (防災危機管理室)	原子力災害警戒本部の設置, 運営 職員の非常参集 情報の収集 連絡体制の確立 京都府への報告 等
総合企画局	広報活動
環境政策局 保健福祉局 産業観光局 上下水道局 消防局 区役所	平常時モニタリングの強化 緊急時モニタリングの実施

表 3.2.5 原子力災害警戒本部の体制

本部長	危機管理監
本部員	企画監
	地球環境政策監
	人材活性化政策監
	子育て支援政策監
	交通政策監
	環境政策局長
	行財政局長
	総合企画局長
	文化市民局長
	産業観光局長
	保健福祉局長
	都市計画局長
	建設局長
	消防局長
	交通局長
	上下水道局長
	市会事務局長
	教育長
	選挙管理委員会事務局長
	人事委員会事務局長
監査事務局長	
左京区長	
右京区長	
当番区長	
その他, 必要と認める者	

※本部長が必要な構成員を招集することとする。

事務局：防災危機管理室

表 3.2.6 災害対策本部の体制

1. 構成

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	危機管理監
	企画監
	地球環境政策監
	人材活性化政策監
	子育て支援政策監
	交通政策監
	環境政策局長
	行財政局長
	総合企画局長
	文化市民局長
	産業観光局長
	保健福祉局長
	都市計画局長
	建設局長
	消防局長
	交通局長
	上下水道局長
	市会事務局長
	教育長
	選挙管理委員会事務局長
	人事委員会事務局長
	監査事務局長
	全区長，支所長
	その他，必要と認める者

※本部長が必要な構成員を招集することとする。

事務局：防災危機管理室

2 所掌事務

○ 本部長，本部事務局（本部設置前における行財政局（防災危機管理室）の所掌事務を含む。）

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保	特定事象等発生情報等の確認，関係する防災関係機関等への連絡	警戒事象発生時の連絡の確認，関係する防災関係機関への連絡	3	1	1.1
		重大なトラブルに関する情報等の確認	3	1	1.1
		原子力第一防災体制発令の連絡の確認	3	1	1.1
		特定事象発生時の連絡の確認，関係する指定地方公共機関への連絡	3	1	1.1
	特定事象等発生後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡	重大なトラブルに関する情報連絡及び原子力第一防災体制発令後の情報連絡の確認	3	1	1.2
		特定事象発生後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡の実施	3	1	1.2
		原子力緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡）の実施	3	1	1.2
	一般回線が使用できない場合の対処	一般回線が使用できない場合の対処	3	1	1.3
	放射線物質による影響の早期把握のための活動	京都府が実施する緊急時モニタリングへの協力，モニタリング情報の迅速な把握	3	1	1.4
	活動体制の確立	警戒態勢の確立	警戒事象発生時の警戒態勢（原子力災害情報連絡本部の設置）の確立	3	2
原子力第一防災体制発令時の警戒態勢（原子力災害警戒本部の設置）の確立			3	2	2.1
特定事象発生時の連絡を受けた場合の警戒態勢（災害対策本部の設置）の確立			3	2	2.1
原子力災害合同対策協議会等への出席，初動活動の実施のための職員派遣		原子力災害合同対策協議会等への職員派遣	3	2	2.2
専門家の派遣要請		専門家の派遣要請	3	2	2.3
応援要請及び職員の派遣要請等の実施		応援協定等に基づく他市町村への応援要請，京都府に対する緊急消防援助隊出動要請の実施	3	2	2.4
		京都府知事に対する指定地方行政機関等の職員の派遣要請，助言・援助の要求	3	2	2.4
自衛隊の派遣及び撤収要請等の要求		京都府知事に対する自衛隊の派遣及び撤収要請等の要求	3	2	2.5

	防災業務関係者の安全確保	防災業務関係者の安全確保	3	2	2.6
		防護対策の指示, 防護資機材調達の協力要請	3	2	2.6
		防災業務関係者の放射線防護	3	2	2.6
	原子力災害被災者支援チームとの連携	原子力災害被災者支援チームとの連携	3	2	2.7
住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	3	3	3.1
屋内退避, 避難収容等の防護活動	避難所等の開設	避難所等の開設, 住民等への周知徹底	3	4	4.1
		避難状況の確認, 京都府等への報告等	3	4	4.1
		避難者に対する旅館やホテル等への移動の促進	3	4	4.1
		既存住宅のあっせん及び活用による避難所の早期解消	3	4	4.1
	広域一時滞在への対応	広域一時滞在への対応	3	4	4.3
	警戒区域の設定, 避難指示等の実効を上げるための措置	警戒区域の設定, 避難指示等の実効を上げるための措置	3	4	4.8
	飲食物, 生活必需品等の調達・供給	備蓄物資, 調達物資及び支援物資の被災者への供給	3	4	4.9
国等への物資の調達要請		3	4	4.9	
緊急輸送活動	緊急輸送活動の実施	緊急輸送の順位付け, 範囲の設定及び体制の確立	3	5	5.1
	緊急輸送のための交通の確保	緊急輸送のための交通の確保	3	5	5.2
救助・救急及び医療活動	救助・救急活動に必要な措置の実施	消防庁, 京都府, 関西電力(株)等への応援要請	3	6	6.1
		京都府に対する緊急消防援助隊の出動等の要請	3	6	6.1
市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動	市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動の実施	市民等への的確な情報提供, 迅速かつ分かりやすく正確な広報の実施	3	7	7.1
		様々な情報伝達手段を活用した広報, 定期的な情報提供の実施	3	7	7.1
	市民等のニーズ, 要配慮者に配慮した情報伝達の実施	市民等のニーズの把握, 正確かつきめ細かな情報提供の実施	3	7	7.2
行政機関の業務継続に係る措置	行政機関の退避, 業務の継続	庁舎の退避の住民等への周知	3	10	10.1
		退避先における業務の継続	3	10	10.1
放射性物質による環境汚染への対処	放射性物質による環境汚染への対処	放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置の実施	4	1	1.1

風評被害等の影響の軽減	放射線被ばくについての人権侵害の防止・人権意識の啓発	放射線被ばくについての人権侵害の防止・人権意識の啓発	4	3	3.4
被災者等の生活再建等の支援	被災者等の生活再建等の支援	被災者等の生活再建等の支援	4	4	4.1
	被災者の自立支援の実施	被災者の自立支援の実施	4	4	4.2
緊急事態解除宣言後の対応	原子力災害事後対策や被災者の生活支援の実施	原子力災害事後対策や被災者の生活支援の実施	4	6	6.1
各種制限措置の解除	各種制限措置の解除	各種制限措置の解除	4	7	7.1
原子力災害事後対策実施区域の設定	原子力災害事後対策実施区域の設定	原子力災害事後対策実施区域の設定	4	8	8.1
被災地域住民に係る記録等の作成	応急対策措置状況等の記録の作成	応急対策措置状況等の記録の作成	4	9	9.2

○ 環境政策部

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	放射線物質による影響の早期把握のための活動	住民等への影響を迅速に把握するための緊急時モニタリングの実施	3	1	1.4
屋内退避、避難収容等の防護活動	避難所等の開設	避難所の良好な生活環境の維持、衛生状態の把握等	3	4	4.1
		被災者の健康及び衛生管理、災害時要配慮者の支援等	3	4	4.1

○ 行財政部

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
被災者等の生活再建等の支援	災害復興基金の設立等の検討	災害復興基金の設立等の検討	4	4	4.3

○ 総合企画部

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
屋内退避，避難収容等の防護活動	災害時要配慮者等への配慮	避難誘導時及び避難所での生活における災害時要配慮者等への配慮	3	4	4.5
市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動	市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動の実施	市民等への的確な情報提供，迅速かつ分かりやすく正確な広報の実施	3	7	7.1
		様々な情報伝達手段を活用した広報，定期的な情報提供の実施	3	7	7.1
	市民等のニーズ，要配慮者に配慮した情報伝達の実施	市民等のニーズの把握，正確かつきめ細かな情報提供の実施	3	7	7.2
		様々な媒体を活用した的確・適切な情報提供の実施	3	7	7.2
市民等からの問い合わせに対応する体制の整備	市民等からの問い合わせに対応する体制の整備	3	7	7.3	
自発的支援の受入れ等	義援物資・義援金の受入れ，配付・配分	義援物資の受入れ，配付	3	11	11.2
被災者等の生活再建等の支援	被災者の自立支援の実施	被災者の自立支援の実施	4	4	4.2

○ 文化市民部

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
屋内退避，避難収容等の防護活動	飲食物，生活必需品等の調達・供給	備蓄物資，調達物資及び支援物資の被災者への供給	3	4	4.9
自発的支援の受入れ等	ボランティアの受入体制の確保	ボランティアの受入体制の確保	3	11	11.1
		義援物資の受入れ，配付	3	11	11.2
		義援金の受入れ，配分	3	11	11.2
風評被害等の影響の軽減	放射線被ばくについての人権侵害の防止・人権意識の啓発	放射線被ばくについての人権侵害の防止・人権意識の啓発	4	3	3.4
被災者等の生活再建等の支援	被災者等の生活再建等の支援	被災者等の生活再建等の支援	4	4	4.1

○ 産業観光部

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保	放射線物質による影響の早期把握のための活動	住民等への影響を迅速に把握するための緊急時モニタリングの実施	3	1	1.4
屋内退避，避難収容等の防護活動	避難所等の開設	避難者に対する旅館やホテル等への移動の促進	3	4	4.1
	飲食物，生活必需品等の調達・供給	飲食物，生活必需品等の調達・確保	3	4	4.9
市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動	市民等のニーズ，要配慮者に配慮した情報伝達の実施	市民等のニーズの把握，正確かつきめ細かな情報提供の実施	3	7	7.2
飲食物の出荷制限，摂取制限等	飲食物の出荷制限，摂取制限等の実施	緊急時における飲食物の出荷制限，摂取制限等の実施	3	8	8.1
		飲食物の出荷制限，摂取制限等の実施及びこれらの解除	3	8	8.1
自発的支援の受入れ等	義援物資・義援金の受入れ，配付・配分	義援物資の受入れ，配付	3	11	11.2
風評被害等の影響の軽減	市内産農産物のモニタリングの実施	市内産農産物のモニタリングの実施	4	3	3.1
	観光客・修学旅行生の減少を防ぐための情報提供の実施	観光客・修学旅行生の減少を防ぐための情報提供の実施	4	3	3.2
	販売促進・観光誘致活動の実施	販売促進・観光誘致活動の実施	4	3	3.3
被災者等の生活再建等の支援	被災者等の生活再建等の支援	被災者等の生活再建等の支援	4	4	4.1
被災中小企業に対する支援	被災中小企業に対する支援	被災中小企業に対する支援	4	5	5.1

○ 保健福祉部

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	放射線物質による影響の早期把握のための活動	住民等への影響を迅速に把握するための緊急時モニタリングの実施	3	1	1.4
屋内退避、避難収容等の防護活動	避難所等の開設	避難所の良好な生活環境の維持，衛生状態の把握等	3	4	4.1
		被災者の健康及び衛生管理，災害時要配慮者の支援等	3	4	4.1
		避難時における住民等に対するスクリーニングの実施	3	4	4.2
	安定ヨウ素剤の予防服用措置	安定ヨウ素剤の予防服用措置	3	4	4.4
	災害時要配慮者等への配慮	避難誘導時及び避難所での生活における災害時要配慮者等への配慮	3	4	4.5
救助・救急及び医療活動	緊急時における住民等の健康管理，スクリーニング，除染等の実施	緊急時における住民等の健康管理，スクリーニング，除染等の実施	3	6	6.2
	京都府が行う緊急被ばく医療への協力	京都府が行う緊急被ばく医療への協力	3	6	6.3
市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動	市民等のニーズ，要配慮者に配慮した情報伝達の実施	市民等のニーズの把握，正確かつきめ細かな情報提供の実施	3	7	7.2
飲食物の出荷制限，摂取制限等	飲食物の出荷制限，摂取制限等の実施	緊急時における飲食物の出荷制限，摂取制限等の実施	3	8	8.1
		京都府が行う食品の汚染状況の調査への協力	3	8	8.1
		飲食物の出荷制限，摂取制限等の実施及びこれらの解除	3	8	8.1
自発的支援の受入れ等	ボランティアの受入体制の確保	ボランティアの受入体制の確保	3	11	11.1
心身の健康相談体制の整備	心身の健康相談及び健康調査を行うための体制の整備及び実施	心身の健康相談及び健康調査を行うための体制の整備及び実施	4	2	2.1
風評被害等の影響の軽減	市内産農産物のモニタリングの実施	市内産農産物のモニタリングの実施	4	3	3.1
被災者等の生活再建等の支援	被災者等の生活再建等の支援	被災者等の生活再建等の支援	4	4	4.1

○ 都市計画部

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
屋内退避, 避難収容等 の防護活動	避難所等の開設	既存住宅のあっせん及び活用による避難所の早期 解消	3	4	4.1
		応急仮設住宅の建設, 被災者の円滑な入居の促進	3	4	4.1
	災害時要配慮者 等への配慮	避難誘導時及び避難所での生活における災害時要 配慮者等への配慮	3	4	4.5
被災者等の 生活再建等 の支援	被災者等の生活 再建等の支援	被災者等の生活再建等の支援	4	4	4.1

○ 消防部

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保	放射線物質による影響の早期把握のための活動	住民等への影響を迅速に把握するための緊急時モニタリングの実施	3	1	1.4
活動体制の確立	応援要請及び職員の派遣要請等の実施	応援協定等に基づく他市町村への応援要請，京都府に対する緊急消防援助隊出動要請の実施	3	2	2.4
住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡(指定した避難所以外に避難した場合における居場所等の連絡の周知)	3	3	3.1
屋内退避，避難収容等の防護活動	避難所等の開設	避難時における住民等に対するスクリーニングの実施	3	4	4.2
救助・救急及び医療活動	救助・救急活動に必要な措置の実施	救助及び救急活動のための資機材の確保等	3	6	6.1
		京都府に対する緊急消防援助隊の出動等の要請	3	6	6.1
	緊急時における住民等の健康管理，スクリーニング，除染等の実施	緊急時における住民等の健康管理，スクリーニング，除染等の実施	3	6	6.2
市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動	市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動の実施	市民等への的確な情報提供，迅速かつ分かりやすく正確な広報の実施	3	7	7.1
		様々な情報伝達手段を活用した広報，定期的な情報提供の実施	3	7	7.1
	市民等のニーズ，要配慮者に配慮した情報伝達の実施	市民等のニーズの把握，正確かつきめ細かな情報提供の実施	3	7	7.2
治安の確保及び火災の予防	各種犯罪の未然防止及び火災予防	火災予防の実施	3	9	9.1

○ 教育部

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
風評被害等の影響の軽減	放射線被ばくについての人権侵害の防止・人権意識の啓発	放射線被ばくについての人権侵害の防止・人権意識の啓発	4	3	3.4

○ 交通部

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
緊急輸送活動	緊急輸送活動の実施	緊急輸送体制の確立	3	5	5.1

○ 上下水道部

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	放射線物質による影響の早期把握のための活動	住民等への影響を迅速に把握するための緊急時モニタリングの実施	3	1	1.4
屋内退避、避難収容等の防護活動	避難所等の開設	被災者の健康及び衛生管理、災害時要配慮者の支援等	3	4	4.1
飲食物の出荷制限、摂取制限等	飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施	緊急時における飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施	3	8	8.1
		飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施及びこれらの解除	3	8	8.1
	琵琶湖等の水道水源の放射性物質による汚染への対応	琵琶湖等の水道水源の放射性物質による汚染への対応	水道原水及び水道水の放射能測定体制の強化	3	8
浄水処理対策の強化			3	8	8.2
		汚泥等のモニタリング、保管等への対策の実施	3	8	8.2

○ 各部

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
情報の収集・連絡, 緊急連絡体制及び通信の確保	放射線物質による影響の早期把握のための活動	京都府が実施する緊急時モニタリングへの協力, モニタリング情報の迅速な把握	3	1	1.4
活動体制の確立	防災業務関係者の安全確保	防災業務関係者の放射線防護	3	2	2.6
	原子力災害被災者支援チームとの連携	原子力災害被災者支援チームとの連携	3	2	2.7
市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動	市民等からの問い合わせに対応する体制の整備	市民等からの問い合わせに対応する体制の整備	3	7	7.3
行政機関の業務継続に係る措置	行政機関の退避, 業務の継続	庁舎の退避の住民等への周知	3	10	10.1
		退避先における業務の継続	3	10	10.1
放射性物質による環境汚染への対処	放射性物質による環境汚染への対処	放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置の実施	4	1	1.1
緊急事態解除宣言後の対応	原子力災害事後対策や被災者の生活支援の実施	原子力災害事後対策や被災者の生活支援の実施	4	6	6.1
各種制限措置の解除	各種制限措置の解除	各種制限措置の解除	4	7	7.1

○ 区本部

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保	放射線物質による影響の早期把握のための活動	住民等への影響を迅速に把握するための緊急時モニタリングの実施	3	1	1.4
住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡（指定した避難所以外に避難した場合における居場所等の連絡の周知）	3	3	3.1
屋内退避，避難収容等の防護活動	避難所等の開設	避難所等の開設，住民等への周知徹底	3	4	4.1
		避難状況の確認，京都府等への報告等	3	4	4.1
		避難所の良好な生活環境の維持，衛生状態の把握等	3	4	4.1
		被災者の健康及び衛生管理，災害時要配慮者の支援等	3	4	4.1
		男女のニーズの違いや子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営	3	4	4.1
		避難者に対する旅館やホテル等への移動の促進	3	4	4.1
		既存住宅のあっせん及び活用による避難所の早期解消	3	4	4.1
	広域一時滞在への対応	広域一時滞在への協力	3	4	4.3
	災害時要配慮者等への配慮	避難誘導時及び避難所での生活における災害時要配慮者等への配慮	3	4	4.5
	飲食物，生活必需品等の調達・供給	飲食物，生活必需品等の調達・確保	3	4	4.9
備蓄物資，調達物資及び支援物資の被災者への供給		3	4	4.9	
市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動	市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動の実施	市民等への的確な情報提供，迅速かつ分かりやすく正確な広報の実施	3	7	7.1
		様々な情報伝達手段を活用した広報，定期的な情報提供の実施	3	7	7.1
	市民等のニーズ，要配慮者に配慮した情報伝達の実施	市民等のニーズの把握，正確かつきめ細かな情報提供の実施	3	7	7.2
行政機関の業務継続に係る措置	行政機関の退避，業務の継続	庁舎の退避の住民等への周知	3	10	10.1
		退避先における業務の継続	3	10	10.1
自発的支援の受入れ等	ボランティアの受入体制の確保	ボランティアの受入体制の確保	3	11	11.1
		義援物資の受入れ，配付	3	11	11.2
		義援金の受入れ，配付・配分	3	11	11.2

放射性物質による環境汚染への対処	放射性物質による環境汚染への対処	放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置の実施	4	1	1.1
心身の健康相談体制の整備	心身の健康相談及び健康調査を行うための体制の整備及び実施	心身の健康相談及び健康調査を行うための体制の整備及び実施	4	2	2.1
被災者等の生活再建等の支援	被災者等の生活再建等の支援	被災者等の生活再建等の支援	4	4	4.1
	被災者の自立支援の実施	被災者の自立支援の実施	4	4	4.2
緊急事態解除宣言後の対応	原子力災害事後対策や被災者の生活支援の実施	原子力災害事後対策や被災者の生活支援の実施	4	6	6.1
被災地域住民に係る記録等の作成	被災地域住民に係る記録の作成	被災地域住民に係る記録の作成	4	9	9.1
	応急対策措置状況等の記録の作成	応急対策措置状況等の記録の作成	4	9	9.2

2.2 原子力災害合同対策協議会等に出席し初動活動に従事させる

- 2.2.1 京都市《本部事務局》は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、あらかじめ定めた職員をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。
- また、京都市《本部事務局》は、あらかじめ定めた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

2.3 専門家の派遣を要請する

- 2.3.1 京都市《本部事務局》は、特定事象等発生との連絡がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定めた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請する。

2.4 応援要請及び職員の派遣要請等を実施する

2.4.1 応援要請を行う

京都市《本部事務局・消防部》は、必要に応じ、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、他の市町村等に対し速やかに応援要請を行うとともに、京都府に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。

2.4.2 職員の派遣要請等を行う

市長《本部長》は、緊急事態応急対策又は原子力災害中長期対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、京都府知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

市長《本部長》は、緊急事態応急対策又は原子力災害中長期対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言、その他の必要な援助を求める。

2.5 自衛隊の派遣及び撤収要請等を要求する

- 2.5.1 市長《本部長》は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、京都府知事に対し派遣の要請を要求する。
- また、市長《本部長》は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに京都府知事に対し、撤収要請を要求する。

2.6 防災業務関係者の安全を確保する

京都市《本部事務局》は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。

2.6.1 防災業務関係者の安全確保を行う

防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、以下の事項を遵守し、安全管理を徹底する。

- (1) 災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理の実施
- (2) 原子力災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるような配慮
- (3) 二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制の整備

2.6.2 防護対策の指示及び防護資機材調達の協力を要請する

- (1) 現地災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。
- (2) 市長《本部長》は、京都府やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

2.6.3 防災業務関係者の放射線防護を行う

- (1) 京都市《本部事務局》は、防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災業務関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。
- (2) 京都市《本部事務局、各部》は京都府と連携し又は独自に職員の被ばく管理を行う。
- (3) 京都市《本部事務局》は、必要に応じ京都府など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。
- (4) 京都市《本部事務局、各部》は、応急対策活動を行う京都市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- (5) 京都市《本部事務局、各部》は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、国、京都府及び関西電力（株）と相互に密接な情報交換を行う。

2.7 原子力災害被災者生活支援チームと連携する

- 2.7.1 京都市《本部事務局，各部》は，初動段階における避難区域の住民避難完了後の段階において，国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携し，子ども等をはじめとする健康管理調査の推進，環境放射線モニタリングの総合的な推進，適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

(参考) 【京都府防災計画 第3編 第3章 6.】

原子力災害対策本部長は，原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として，必要に応じて，原子力災害対策本部のもとに，被災者の生活支援のため，環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

第3節 住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡

■ 実施責任者 : 本部長, 区本部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分担内容
3.1 住民等に対して事故発生及び避難指示等を連絡する	本部長 本部事務局	3.1.1 多様な通信手段を駆使し, 正確でわかりやすい情報を迅速かつ定期的に伝達する
		3.1.2 屋内退避又は避難の勧告又は指示等の連絡及び注意喚起を行う
		3.1.3 避難所等の位置等避難に資する情報を提供する
	消防部 区本部	3.1.4 指定した避難所以外に避難をした場合, 居場所と連絡先の連絡を住民等へ周知する

3.1 住民等に対して事故発生及び避難指示等を連絡する

3.1.1 多様な通信手段を駆使し, 正確でわかりやすい情報を迅速かつ定期的に伝達する

京都市《本部事務局》は, 京都府, 大飯発電所等から警戒事象, 重大なトラブル, 原子力第一防災体制又は特定事象発生の場合, 多様なメディア等の使用可能な手段を駆使して, 住民等に対し正確な情報提供を迅速に, かつ, わかりやすい内容で行う。また, 住民等に対する情報は, 下記の項目について定期的に繰り返し伝達する。

- (1) 異常事態が生じた施設名及び発生時刻並びに異常事態の内容
- (2) 空間放射線量率の計測値等の周辺環境状況及び今後の予測
- (3) 地域に応じた住民のとりべき行動についての指示

3.1.2 屋内退避又は避難の勧告又は指示等の連絡及び注意喚起を行う

(1) 屋内退避の準備

京都市《本部事務局》は, 大飯発電所における事態が次のいずれかに該当した場合は, 市域のUPZ内における予防的防護措置として, 屋内退避の準備を行う。

- ア EALに基づく施設敷地緊急事態に至った場合
- イ 特定事象(原災法第10条事象)発生時において, 国の指示があった場合
- ウ その本部長が必要と認めた場合

○施設敷地緊急事態について(原子力災害対策指針から抜粋)

施設敷地緊急事態は, 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため, 原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では, (中略) 国及び地方公共団体は, 主にPAZ内において, 基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備しなければならない。

(2) 屋内退避の実施等

京都市《本部事務局》は、大飯発電所における事態が次のいずれかに該当した場合は、市域のUPZ内における予防的防護措置として、屋内退避を行うこととし、UPZ内の住民等にその旨を伝達するとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

ア EALに基づく全面緊急事態※に至った場合

※ 全面緊急事態については7.1(7ページ)参照

イ 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言(原災法第15条事象)を発出した場合

ウ その他本部長が必要と認めた場合

(3) 避難及び一時移転の勧告または指示の連絡等

京都市《本部事務局》は、大飯発電所における事態が次のいずれかに該当した場合には、住民等に対する避難及び一時移転(以下「避難等」という。)の勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には京都府と連携し国及び関西広域連合に要請する。

ア 事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合

イ 国及び京都府と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOIL※の値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合

※ OILについては表1.7.2(9ページ)参照

ウ その他本部長が必要と認めた場合

なお、市長《本部長》は、内閣総理大臣から屋内退避又は避難等の勧告又は指示の案を伝達された場合には、当該指示案に対して速やかに意見を述べる。

(参考) 【防災基本計画(原子力災害対策編) 第2章第2節1.】

(原子力緊急事態宣言発出後の対応)

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、PAZを管轄に含む関係地方公共団体に対し速やかに避難指示を行うものとされている。さらに、緊急時モニタリングの実測値やSPEEDIネットワークシステムによる放射能影響予測等を参考に、原子力災害指針を踏まえ、地方公共団体が行う屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示、安定ヨウ素剤の予防服用等の緊急事態応急対策の実施について、指導、助言又は指示するものとされている。その後、原子力災害対策本部長は、緊急事態の状況に応じ、必要な指示等を地方公共団体に対し行うものとされている。

3.1.3 避難所等の位置等避難に資する情報を提供する

京都市《本部事務局》は、市域が避難対象区域に含まれた場合、住民等の避難誘導にあたっては、住民等に向けて避難所等の位置、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測その他避難に資する情報を提供する。

3.1.4 指定した避難所以外に避難をした場合、居場所と連絡先の連絡を住民等へ周知する

京都市《消防部、区本部》は、避難状況の確実な把握に向けて、京都市が指定した避難所以外に避難等をした場合等には、京都市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

■ 実施責任者 : 本部長, 区本部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分担内容
4.1 避難所等を開設する	本部事務局 区本部	4.1.1 災害の状況に応じ避難所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図る
	本部事務局 区本部	4.1.2 住民等の避難状況を確認し、京都府等に報告・情報提供する
	環境政策部 保健福祉部 区本部	4.1.3 避難所の良好な生活環境の維持及び衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる
	環境政策部 保健福祉部 上下水道部 区本部	4.1.4 被災者の健康及び衛生管理、災害時要配慮者等の支援等、必要な措置を講じる
	区本部	4.1.5 男女のニーズの違いや子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める
	本部事務局 産業観光部 区本部	4.1.6 被災者の避難・収容状況等を鑑み、旅館やホテル等への移動を避難者に促す
	本部事務局 都市計画部 区本部	4.1.7 利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める
	都市計画部	4.1.8 応急仮設住宅を建設し、被災者の円滑な入居の促進に努める
4.2 避難の際に住民等に対するスクリーニングを実施する	保健福祉部 消防部	4.2.1 避難の際に住民等に対するスクリーニングを実施する
4.3 広域一時滞在に対応する	本部事務局	4.3.1 広域一時滞在について、府内市町村及び京都府と協議する
		4.3.2 広域一時滞在の候補地について、京都府に助言を要請する
	本部事務局 区本部	4.3.3 広域一時滞在に協力する
4.4 安定ヨウ素剤の予防服用措置を講じる	保健福祉部	4.4.1 安定ヨウ素剤の予防服用措置を講じる
4.5 災害時要配慮者等に配慮する	総合企画部 保健福祉部 都市計画部 区本部	4.5.1 避難誘導及び避難所での生活において、災害時要配慮者等に配慮する
	医療機関	4.5.2 避難勧告等があった場合、病院等医療機関は患者等を他の医療機関に転院させる
	社会福祉施設	4.5.3 避難勧告等があった場合、社会福祉施設は入所者等を避難させる

4.6 学校等施設は生徒等を安全に避難させる	学校施設	4.6.1 学校等施設は生徒等を安全に避難させる
4.7 不特定多数の者が利用する施設は利用者を避難させる	各施設	4.7.1 不特定多数の者が利用する施設は利用者を避難させる
4.8 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置を行う	本部事務局	4.8.1 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置を行う
4.9 飲食物、生活必需品等を調達し供給する	産業観光部 区本部	4.9.1 被災者の生活の維持のための飲食物、生活必需品等を調達・確保する
	本部事務局 文化市民部 区本部	4.9.2 備蓄物資、調達物資及び支援物資を被災者に供給する
	本部事務局	4.9.3 物資の調達が必要な場合は、国等に物資の調達を要請する

4.1 避難所等を開設する

4.1.1 災害の状況に応じ避難所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図る

京都市《本部事務局、区本部》は、市域が避難対象区域に含まれた場合、京都府と連携し、災害の状況に応じ避難所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、指定した避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所等として開設する。

4.1.2 住民等の避難状況を確認し、京都府等に報告・情報提供する

京都市《本部事務局、区本部》は、市域が避難対象区域に含まれた場合、京都府と連携し、あらかじめ定めた方法により住民等の避難状況を確認し、確認結果を京都府に報告するとともに原子力災害現地対策本部に情報提供する。また、民生委員・児童委員、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について京都市に提供する。

4.1.3 避難所の良好な生活環境の維持及び衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる

京都市《環境政策部、保健福祉部、区本部》は、京都府の協力のもと、市域が避難対象区域に含まれた場合、避難所の良好な生活環境の維持に努めるとともに、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

<生活環境に配慮する事項>

食事供与の状況、トイレの設置状況、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況、家庭動物の飼養場所の確保 等

4.1.4 被災者の健康及び衛生管理、災害時要配慮者の支援等、必要な措置を講じる

京都市《保健福祉部，区本部》は，市域が避難対象区域に含まれた場合，被災者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に，災害時要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉避難所又は福祉施設等での受入れ，子どもの一時的預かり，職員等の派遣，車椅子等の手配等を介護保険サービス事業者，障害福祉サービス事業者，保育サービス事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施する。

また，京都市《保健福祉部》は，保健師等による巡回健康相談等を実施する。

なお，京都市《環境政策部，保健福祉部，上下水道部》は，避難所の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

4.1.5 男女のニーズの違いや子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める

京都市《区本部》は，市域が避難対象区域に含まれた場合，京都府の協力のもと，避難所の運営における女性の参画を推進し，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するとともに，女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

<女性のニーズへの配慮事項>

女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，避難所における安全性の確保等

4.1.6 被災者の避難・収容状況等を鑑み，旅館やホテル等への移動を避難者に促す

京都市《本部事務局，産業観光部，区本部》は，市域が避難対象区域に含まれた場合，京都府の協力のもと，災害の規模，被災者の避難及び収容状況，避難の長期化等に鑑み，必要に応じて，旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

4.1.7 利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により，避難所の早期解消に努める

京都市《本部事務局，都市計画部，区本部》は，市域が避難対象区域に含まれた場合，避難者の健全な住生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により，避難所の早期解消に努める。

4.1.8 応急仮設住宅を建設し，被災者の円滑な入居の促進に努める

京都市《都市計画部》は，応急仮設住宅を建設する必要がある場合，避難者の健全な住生活の早期確保を図るため，速やかに国及び京都府と協議のうえ建設するとともに，被災者の円滑な入居の促進に努める。

また，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の飼養に配慮する。なお，応急仮設住宅の建設資機材が不足する場合には，必要に応じて，国及び京都府に資機材の調達に関して要請する。

4.2 避難の際に住民等に対するスクリーニングを実施する

- 4.2.1 京都市《保健福祉部，消防部》は，市域が避難対象区域に含まれた場合，京都府が行うスクリーニングに加え，避難の際に住民等に対するスクリーニングを実施する。

(参考) 【京都府防災計画 第3編 第4章 4.】

原子力災害対策本部は，原子力災害対策指針を踏まえ，避難の際の住民等に対するスクリーニングを行う際の基準を決定し，地方公共団体に連絡することとされている。

京都府〔府民生活部，健康福祉部〕は，関西電力（株）と連携し，国の協力を得ながら，指定公共機関の支援のもと，住民等が避難区域等から避難した後に，住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を行うこととされている。

4.3 広域一時滞在に対応する

- 4.3.1 広域一時滞在について，府内市町村及び京都府と協議する

京都市《本部事務局》は，市域外への広域的な避難及び避難所，応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は，原則として京都府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し，他の都道府県の市町村への受入れについては，京都府に対し当該都道府県との協議を求める。

- 4.3.2 広域一時滞在の候補地について，京都府に助言を要請する

京都市《本部事務局》は，京都府に対し，必要に応じて，広域一時滞りの受入先候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数，施設概要等）等について助言を要請する。

(参考) 【京都府防災計画 第3編 第4章 3.】

京都府〔府民生活部，健康福祉部〕は，市町村から求めがあった場合には，受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域一時滞在について助言することとされている。

- 4.3.3 広域一時滞りに協力する

京都市《本部事務局，区本部》は，京都府知事又は他の市町村長から被災者の広域一時滞りについて要請を受けた場合は，協力する。

4.4 安定ヨウ素剤の予防服用措置を講じる

- 4.4.1 京都市《保健福祉部》は、原子力災害対策指針を踏まえ、国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払ったうえで、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等、その他の必要な措置を講じる。

4.5 災害時要配慮者等に配慮する

4.5.1 避難誘導及び避難所での生活において、災害時要配慮者等に配慮する

京都市《総合企画部、保健福祉部、都市計画部、区本部》は、市域が避難対象区域に含まれた場合、京都府及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導及び避難所での生活において、災害時要配慮者が健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、バリアフリー対応の応急仮設住宅の設置等に努める。また、災害時要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

4.5.2 避難勧告等があった場合、病院等医療機関は患者等を他の医療機関に転院させる

病院等医療機関は、避難の勧告又は指示等があった場合は、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。

4.5.3 避難勧告等があった場合、社会福祉施設は入所者等を避難させる

社会福祉施設は、避難の勧告又は指示等があった場合は、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。

4.6 学校等施設は生徒等を安全に避難させる

- 4.6.1 学校等施設は、生徒等の在校時に避難の勧告又は指示等があった場合は、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。また、生徒等を避難させた場合及び生徒等を保護者の元へ戻した場合は、区本部に速やかに連絡する。

4.7 不特定多数の者が利用する施設は利用者を避難させる

- 4.7.1 不特定多数の者が利用する施設は、避難の勧告又は指示等があった場合は、利用者等を避難させる。

4.8 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置を行う

- 4.8.1 京都市《本部事務局》は、警戒区域もしくは避難の勧告又は指示をした区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難の勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう原子力災害現地対策本部、京都府および防災関係機関等と連携した運用体制を確立する。

4.9 飲食物、生活必需品等を調達し供給する

4.9.1 被災者の生活の維持のための飲食物、生活必需品等を調達・確保する

京都市《産業観光部、区本部》は、京都府及び防災関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保する。

なお、物資の調達に際しては、季節や被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。

4.9.2 備蓄物資、調達物資及び支援物資を被災者に供給する

京都市《本部事務局、文化市民部、区本部》は、備蓄物資、調達物資及び国、他の都道府県等からの支援物資を被災者に対し供給する。

4.9.3 物資の調達が必要な場合は、国等に物資の調達を要請する

京都市《本部事務局》は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、国や原子力災害対策本部、関西広域連合等に物資の調達を要請する。

第5節 緊急輸送活動

■ 実施責任者 : 本部長, 交通部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分担内容
5.1 救助・救急活動, 避難者及び物資等の緊急輸送活動を実施する	本部事務局	5.1.1 緊急輸送の順位づけを行う
	本部事務局	5.1.2 緊急輸送の範囲を設定する
	交通部 防災関係機関	5.1.3 緊急輸送体制を確立する
5.2 緊急輸送のための交通を確保する	本部事務局	5.2.1 緊急輸送のための交通を確保する

5.1 救助・救急活動, 避難者及び物資等の緊急輸送活動を実施する

5.1.1 緊急輸送の順位づけを行う

京都市《本部事務局》は, 市域が避難対象区域に含まれた場合, 緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があるときは, 次の順位を原則として, 京都府及び防災関係機関と調整のうえ, 緊急輸送を実施する。

表 3.5.1 緊急輸送の順位

第1順位	人命救助, 救急活動に必要な輸送, 対応方針を定める少人数グループのメンバー (国及び京都府の現地対策本部長, 京都市災害対策本部長等), 緊急事態応急対策要員 (原子力災害現地対策本部要員, 原子力災害合同対策協議会構成員, 国の専門家, 緊急時モニタリング要員, 情報通信要員等) の輸送
第2順位	避難者の輸送 (緊急性の高い区域からの優先的な避難), 災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3順位	緊急事態応急対策を実施するための要員, 資機材の輸送
第4順位	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5順位	その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

5.1.2 緊急輸送の範囲を設定する

京都市《本部事務局》における緊急輸送の範囲は、以下のとおりとする。

<緊急輸送の範囲>

- | |
|------------------------------------|
| ア 救助・救急活動，医療・救護活動に必要な人員及び資機材 |
| イ 負傷者，避難者等 |
| ウ 対応方針を定める少人数のグループのメンバー及び必要とされる資機材 |
| エ 避難時集合場所，避難所を維持・管理するために必要な人員，資機材 |
| オ 食料，飲料水等生命の維持に必要な物資 |
| カ その他緊急に輸送を必要とするもの |

5.1.3 緊急輸送体制を確立する

- (1) 京都市《本部事務局，交通部，防災関係機関》は，市域が避難対象区域に含まれた場合，関係機関との連携により，輸送の優先順位，乗員及び輸送手段の確保状況，道路交通の状況等を勘案し，円滑な緊急輸送体制を確立する。
- (2) 京都市《本部事務局》は，市域が避難対象区域に含まれた場合，人員，車両等の調達に関して，関係機関のほか，京都府を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに，必要に応じ京都府や関西広域連合等に支援を要請する。

5.2 緊急輸送のための交通を確保する

- 5.2.1 京都市《本部事務局》は，交通規制にあたる京都府警察本部と相互に密接な連絡をとり，緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

第6節 救助・救急及び医療活動

■ 実施責任者 : 本部長, 保健福祉部長, 消防部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分担内容
6.1 救助及び救急活動に必要な措置を講じる	消防部	6.1.1 救助及び救急活動のための資機材確保等の措置を講じる
	本部事務局	6.1.2 消防庁, 京都府, 関西電力(株)等に応援を要請する
	本部事務局 消防部	6.1.3 緊急消防援助隊の出動等を京都府に要請する
6.2 緊急時における住民等の健康管理, スクリーニング, 除染等を実施する	保健福祉部 消防部	6.2.1 緊急時における住民等の健康管理, スクリーニング, 除染等を実施する
6.3 京都府が行う緊急被ばく医療に協力する	保健福祉部	6.3.1 京都府が行う緊急時被ばく医療に協力する

6.1 救助及び救急活動に必要な措置を講じる

6.1.1 救助及び救急活動のための資機材確保等の措置を講じる

京都市《消防部》は, 市域が避難対象区域に含まれた場合, 救助及び救急活動が円滑に行われるよう, 必要に応じ京都府又は関西電力(株)その他の民間からの協力により, 救助及び救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講じる。

6.1.2 消防庁, 京都府, 関西電力(株)等に応援を要請する

京都市《本部事務局》は, 市域が避難対象区域に含まれた場合で, 災害の状況等から必要と認められるときは, 消防庁, 京都府, 関西電力(株)等に対し, 応援を要請する。この場合, 必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

6.1.3 緊急消防援助隊の出動等を京都府に要請する

京都市《本部事務局, 消防部》は, 市域が避難対象区域に含まれた場合で, 市内の消防力では対処できないと判断した場合は, 速やかに緊急消防援助隊の出動等を京都府に要請する。
なお, 要請時には以下の事項に留意する。

- (1) 救助及び救急活動の状況及び応援要請の理由, 応援の必要期間
- (2) 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- (3) 京都市への進入経路及び集結(待機)場所など

6.2 緊急時における住民等の健康管理，スクリーニング，除染等を実施する

6.2.1 京都市《保健福祉部，消防部》は，市域が避難対象区域に含まれた場合，京都府が行うスクリーニングに加え，緊急時における住民等の健康管理，スクリーニング，除染等を実施する。

6.3 京都府が行う緊急被ばく医療に協力する

6.3.1 京都市《保健福祉部》は，京都府が行う緊急被ばく医療に協力する。

(参考) 【京都府防災計画 第3編 第8章 2.】

京都府〔健康福祉部〕は，災害対策本部を設置したときは，関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づく医療活動等を実施するため，災害対策本部のもとに，緊急時医療センターを設置することとされている。

緊急時医療センターは，次の機関で組織される。

- ア 京都府
- イ 緊急被ばく医療派遣チーム
- ウ 日本赤十字社京都府支部
- エ 社団法人京都府医師会

緊急時医療センターは，初期被ばく医療機関等からなる医療救護班等を編成し，京都府災害対策本部の指示により医療活動等を行うこととされている。必要と認められる場合は，京都府内の二次被ばく医療機関，地域の三次被ばく医療機関等に対して患者の受入れを要請することとされている。

また，京都府は，必要と認められる場合は，国立病院機構病院，京都大学医学部附属病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し，医師，看護師，薬剤師，放射線技師等の人員の派遣及び薬剤，医療機器等の提供を要請することとされている。

医療救護班等及び地域緊急医療機関は，必要に応じて放射線医学総合研究所，国立病院及び国立大学附属病院を中心に，各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなどにより，国，指定公共機関，関西電力(株)等と連携して，災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査，除染等を実施するとともに，必要に応じ治療を行うこととされている。また，コンクリート屋内退避所，避難所における住民等の健康管理を行うこととされている。

京都府〔健康福祉部〕は，原子力災害現地対策本部より，安定ヨウ素剤の服用の緊急時応急対策活動を実施するよう指導・助言があった場合は，住民等の放射線防護のため，安定ヨウ素剤の服用を指示することとされている。なお，緊急の場合は，医師の指導に基づき速やかに配布・服用を指示するとともに，アレルギー等への対処態勢を確保することとされている。

京都府〔府民生活部〕は，自ら必要と認める場合又は府内関係市町等から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は，消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請することとされている。

第7節 市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、市民等の心情の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

■ 実施責任者 : 本部長, 総合企画部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分担内容
7.1 市民等へ迅速かつ的確な情報伝達を実施する	本部事務局 総合企画部 消防部 区本部	7.1.1 市民等への的確な情報提供, 広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う
		7.1.2 様々な情報伝達手段を活用した広報の実施, 定期的な情報提供に努める
	本部事務局	7.1.3 市民等への情報の公表, 広報活動は, 内容を確認したうえで実施する
7.2 市民等のニーズ, 要配慮者に配慮した情報伝達を実施する	本部事務局 総合企画部 産業観光部 保健福祉部 消防部 区本部	7.2.1 市民等のニーズを把握し, 正確かつきめ細やかな情報を提供する
	総合企画部	7.2.2 様々な媒体を活用して的確・適切な情報提供を行う
7.3 市民等からの問い合わせに対応する体制を整備する	総合企画部 各部	7.3.1 市民等からの問い合わせに対応する体制を整備する

7.1 市民等へ迅速かつ的確な情報伝達を実施する

7.1.1 市民等への的確な情報提供, 広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う

京都市《本部事務局, 総合企画部, 消防部, 区本部》は, 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し, 緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ, 異常事態による影響をできるかぎり低くするため, 次に掲げる事項について, 市民等への的確な情報提供, 広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う。

- (1) 事故が発生した施設名及び発生時刻並びに事故の内容
- (2) 事故の状況と今後の予測
- (3) 地域に応じた住民等のとるべき行動についての指示

7.1.2 様々な情報伝達手段を活用した広報の実施，定期的な情報提供に努める

京都市《本部事務局，総合企画部，消防部，区本部》は，市民等への情報提供にあたっては，国及び京都府と連携し，情報の一元化を図るとともに，情報の発信元を明確にし，あらかじめわかりやすい例文を準備する。また，利用可能な様々な情報伝達手段を活用し，繰り返し広報を実施する。さらに，情報の空白時間がないよう，定期的な情報提供に努める。

7.1.3 市民等への情報の公表，広報活動は，内容を確認したうえで実施する

京都市《本部事務局》は，市民等に対する情報の公表，広報活動にあたっては，原子力災害合同対策協議会の場を通じて，十分に内容を確認したうえで実施する。

その際，その内容について国，京都府及び防災関係機関等と相互に連絡をとりあう。

7.2 市民等のニーズ，要配慮者に配慮した情報伝達を実施する

7.2.1 市民等のニーズを把握し，正確かつきめ細やかな情報を提供する

京都市《本部事務局，総合企画部，産業観光部，保健福祉部，消防部，区本部》は，市民等のニーズを十分把握し，正確かつ決め細やかな情報を提供する。なお，その際，市民等の心情的安定並びに災害時要配慮者，観光客等一時滞在者等に配慮した伝達を実施する。

<伝達する情報の具体例>

ア 原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況，モニタリングの結果，緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム等による放射性物質の拡散予測等）

イ 農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況

ウ 安否情報

エ 医療機関等の情報

オ 京都市が講じている施策に関する情報

7.2.2 様々な媒体を活用して的確・適切な情報提供を行う

京都市《総合企画部》は，情報伝達にあたって，掲示板，広報誌等によるほか，テレビ，ラジオ等の放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得る。また，インターネット等を活用し，的確な情報を提供できるよう努める。

なお，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることに鑑み，情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に，避難所等にいる被災者への生活支援に関する情報については，紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供を行うよう努める。

7.3 市民等からの問い合わせに対応する体制を整備する

7.3.1 京都市《総合企画部，各部》は，国，京都府及び関係機関等と連携し，必要に応じ，専用窓口の設置等，市民等からの問合せに対応する体制を整備する。

また，市民等のニーズを見極めたうえで，情報の収集・整理・発信を行う。

第8節 飲食物の出荷制限, 摂取制限等

■ 実施責任者 : 産業観光部長, 保健福祉部長, 上下水道部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分担内容
8.1 緊急時における飲食物の出荷制限, 摂取制限等を実施する	産業観光部 保健福祉部 上下水道部	8.1.1 緊急時における飲食物の出荷制限, 摂取制限を実施する
	保健福祉部	8.1.2 京都府が行う食品の汚染状況の調査に協力する
	産業観光部 保健福祉部 上下水道部	8.1.3 飲食物の出荷制限, 摂取制限等及びこれらの解除を実施する
8.2 琵琶湖等の水道水源の放射性物質による汚染に対応する	上下水道部	8.2.1 水道原水及び水道水の放射能測定体制を強化する
		8.2.2 浄水処理対策の強化を図る
		8.2.3 汚泥等のモニタリング, 保管等の対策を講じる

8.1 緊急時における飲食物の出荷制限, 摂取制限等を実施する

8.1.1 緊急時における飲食物の出荷制限, 摂取制限を実施する

京都市《産業観光部, 保健福祉部, 上下水道部》は, UPZ内の屋内退避又は避難指示等の連絡, 確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合, 当該指示等の対象地域において, 地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施する。

8.1.2 京都府が行う食品の汚染状況の調査に協力する

京都市《保健福祉部》は, 必要に応じ, 京都府が行う食品の放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

8.1.3 飲食物の出荷制限, 摂取制限等及びこれらの解除を実施する

京都市《産業観光部, 保健福祉部, 上下水道部》は, 原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び京都府の指導・助言及び指示に基づき, 飲食物の出荷制限, 摂取制限等及びこれらの解除を実施する。

表 3.8.1 OILと防護措置について（原子力災害対策指針より抜粋）

基準の種類		基準の概要と初期設定値	初期設定値 ^{*1}			防護措置の概要
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 マイクロシーベルト/時 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 マイクロシーベルト/時 ^{*4} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
飲食物摂取制限 ^{*7}	OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{*5}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{*6}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
 ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
 ※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
 ※4 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
 ※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
 ※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
 ※7 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

8.2 琵琶湖等の水道水源の放射性物質による汚染に対応する

8.2.1 水道原水及び水道水の放射能測定体制を強化する

京都市《上下水道部》は、平常時における水道原水及び水道水のモニタリングに加え、原子力発電所の事故により琵琶湖等の水が放射性物質により汚染された、又は汚染されるおそれがある場合、別に定める計画に基づき、水道原水及び水道水の放射能測定体制を強化する。また、滋賀県をはじめとする近隣自治体や関西広域連合と連携して必要な対応をとる。

8.2.2 浄水処理対策の強化を図る

京都市《上下水道部》は、水道原水が放射性物質により汚染された場合又は汚染のおそれがある場合、関係機関から情報を得ながら、浄水処理の強化を図る。

8.2.3 汚泥等のモニタリング, 保管等の対策を講じる

京都市《上下水道部》は, 上下水道施設において, 放射性物質を含む原水及び下水の処理に伴い発生する汚泥等について, 関係機関と連携しながら, モニタリング, 保管等の対策を講じる。

第9節 治安の確保及び火災の予防

■ 実施責任者 : 消防部長, 京都府警察本部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分担内容
9.1 各種犯罪の未然防止及び火災予防に努める	消防部 京都府警察本部	9.1.1 各種犯罪の未然防止及び火災予防に努める

9.1 各種犯罪の未然防止及び火災予防に努める

9.1.1 京都市《消防部, 京都府警察本部》は, 避難の勧告または指示等を行った地域及びその周辺において, パトロール等による警戒活動を行うとともに, 住民等に対して生活の安全に関する情報の提供, 火災予防に関する広報活動を実施するなど, 盗難等の各種犯罪の未然防止及び火災予防に努める。

第10節 行政機関の業務継続に係る措置

■ 実施責任者 : 本部長, 区本部長, 各部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分担内容
10.1 行政機関を退避し業務を継続する	本部事務局 各部 区本部	10.1.1 庁舎の退避を住民等に周知する
		10.1.2 退避先において業務を継続する

10.1 行政機関を退避し業務を継続する

10.1.1 庁舎の退避を住民等に周知する

京都市《本部事務局, 各部, 区本部》は, 庁舎の所在地が避難対象区域に含まれた場合, あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに, その旨を住民等へ周知する。

なお, 行政機関においては住民等の避難を優先した上で退避を実施する。

10.1.2 退避先において業務を継続する

京都市《本部事務局, 各部, 区本部》は, あらかじめ定めた業務継続計画に基づき, 緊急事態応急対策をはじめとして, 退避後も継続する必要がある業務については, 退避先において継続して実施する。

第11節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、京都市は、京都市地域防災計画震災対策編「第3章第24節 ボランティアとの連携協力計画」及び「第4章第2節 市民生活の復旧計画」によるほか、適切に対応する。

■ 実施責任者 : 文化市民部長, 保健福祉部長, 区本部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分担内容
11.1 ボランティアの受入体制の確保に努める	文化市民部 保健福祉部 区本部	11.1.1 ボランティアの受入体制の確保に努める
11.2 義援物資, 義援金を受け入れ, 配付, 配分を行う	総合企画部 文化市民部 産業観光部 区本部	11.2.1 義援物資を受け入れ, 配付を行う
	文化市民部 区本部	11.2.2 義援金を受け入れ, 配分を行う

11.1 ボランティアの受入体制の確保に努める

11.1.1 京都市《文化市民部, 保健福祉部, 区本部》は、京都府及び関係団体と相互に協力し、被災地のニーズに応じたボランティアの受付, 調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの活動に際しては、被ばくに留意するとともにボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じて活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

11.2 義援物資, 義援金を受け入れ, 配付, 配分を行う

11.2.1 義援物資を受け入れ, 配付を行う

京都市《総合企画部, 文化市民部, 産業観光部, 区本部》は、京都府及び関係機関等の協力を得ながら、国民, 企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を報道機関等を通じて国民に公表する。また、受け入れた義援物資については、迅速かつ円滑な配付に努める。なお、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

11.2.2 義援金を受け入れ, 配分を行う

京都市《文化市民部, 区本部》は、義援金の受入れを行い、京都府と十分協議のうえ、使用方法を定めるとともに、出来る限り迅速な配分に努める。

第4章 原子力災害中長期対策

第4章

原子力災害中長期対策

原子力災害が発生した場合には、警戒区域及び計画的避難区域が設定され、多くの住民が避難生活を送ることとなる。長期間に及ぶ避難、屋内退避等に伴うストレス等が、被災者の健康状態に影響を与え、さらに将来の潜在的な健康影響への懸念を大きくしている。また、風評被害による社会的・経済的な活動への深刻な影響や、根拠のないうわさや偏見等による人権侵害による影響も懸念され、緊急事態応急対策が終了した後も、被災者及び被災地の実態を踏まえたきめ細かい対応を適切に講じていくことが必要である。

本章では、緊急事態応急対策が終了した後の対策及び原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の中長期的な復旧・復興対策について定める。

第4章

原子力災害長中期対策

第1節 放射性物質による環境汚染への対処

■ 実施責任者 : 本部長, 各部長, 区本部長

■ 役割分担

中長期対策項目	担当	分担内容
1.1 放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を実施する	本部事務局 各部 区本部	1.1.1 放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を実施する

1.1 放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を実施する

1.1.1 京都市《本部事務局, 各部, 区本部》は, 国, 京都府, 関西電力(株)及びその他の関係機関とともに, 放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を実施する。

第2節 心身の健康相談体制の整備

■ 実施責任者 : 保健福祉部長

■ 役割分担

中長期対策項目	担当	分担内容
2.1 心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する	保健福祉部 区本部	2.1.1 心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する

2.1 心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する

2.1.1 京都市《保健福祉部, 区本部》は, 国が行う放射性物質による汚染状況調査や, 原子力災害対策指針に基づき, 国及び京都府とともに, 市民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

第3節 風評被害等の影響の軽減

■ 実施責任者 : 本部長, 文化市民部長, 産業観光部長, 保健福祉部長, 教育部長

■ 役割分担

中長期対策項目	担当	分担内容
3.1 市内産農産物のモニタリングを実施する	産業観光部 保健福祉部	3.1.1 市内産農産物のモニタリングを実施する
3.2 観光客・修学旅行生の減少を防ぐため情報提供を行う	産業観光部	3.2.1 観光客・修学旅行生の減少を防ぐため情報提供を行う
3.3 販売促進・観光誘致活動を実施する	産業観光部	3.3.1 販売促進・観光誘致活動を実施する
3.4 放射線被ばくについての人権侵害の防止, 人権意識の啓発に取り組む	本部事務局 文化市民部 教育部	3.4.1 放射線被ばくについての人権侵害の防止, 人権意識の啓発に取り組む

3.1 市内産農産物のモニタリングを実施する

3.1.1 京都市《産業観光部, 保健福祉部》は, 放射能汚染への不安による消費者の買い控えや市場での取引拒否, 価格低下等の風評被害を軽減するため, 市内産農産物の安全を確認するモニタリングを実施する。モニタリング結果は, 新聞, テレビ, ラジオ, ホームページ等, 多様なメディアを活用して, 迅速に公表し, 市内産農産物の安全性を全国に情報発信する。

3.2 観光客・修学旅行生の減少を防ぐため情報提供を行う

3.2.1 京都市《産業観光部》は, 京都のまちが放射能汚染されているとの風評により, 世界, 全国からの観光客及び修学旅行生が減少することを防ぐため, 京都市, 国及び京都府等が実施するモニタリング結果を踏まえ, 新聞, テレビ, ラジオ, ホームページ等, 多様なメディアを活用し, 安心して京都のまちを訪れられることを世界, 全国に情報発信する。また, 旅行者, 修学旅行生の誘致に大きな役割を果たす旅行エージェント, 旅行雑誌, 学校等に対して個別に情報提供を行う。

3.3 販売促進・観光誘致活動を実施する

- 3.3.1 京都市《産業観光部》は、市内産農産物、地場産品等、京都産品の販売促進イベント、観光客誘致プロモーションを展開することにより、京都経済の復興を図る。

3.4 放射線被ばくについての人権侵害の防止、人権意識の啓発に取り組む

- 3.4.1 京都市《本部事務局, 文化市民部, 教育部》は、原子力発電所事故による避難者に対して、根拠のないうわさや偏見等による人権侵害が起こらないよう、放射能に関する正しい知識を普及するとともに、避難者との日々の暮らしの中で互いの違いを認めあい、人権を尊重し合えるよう、人権意識の啓発に努める。

また、小中学校において日常的に実施されている災害への備えや避難方法等の防災教育に、原子力発電所事故や放射能汚染等に関する正しい知識の習得を盛り込むなど、放射線被ばくについての人権侵害をなくす観点も含め一層の充実に努める。

第4節 被災者等の生活再建等の支援

- 実施責任者 : 本部長, 行財政部長, 総合企画部長, 文化市民部長, 保健福祉部長, 都市計画部長, 区本部長

■ 役割分担

中長期対策項目	担当	分担内容
4.1 被災者等の生活再建を支援する	本部事務局 文化市民部 産業観光部 保健福祉部 都市計画部 区本部	4.1.1 被災者等の生活再建を支援する
4.2 被災者の自立を支援する	本部事務局 総合企画部 区本部	4.2.1 被災者の自立を支援する
4.3 災害復興基金の設立等を検討する	行財政部	4.3.1 災害復興基金の設立等を検討する

4.1 被災者等の生活再建を支援する

- 4.1.1 京都市《本部事務局, 文化市民部, 産業観光部, 保健福祉部, 都市計画部, 区本部》は, 国及び京都府と連携し, 被災者等の生活再建に向けて, 住まいの確保, 生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え, 生業や就労の回復による生活資金の継続的確保, コミュニティの維持回復, 心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

4.2 被災者の自立を支援する

- 4.2.1 京都市《本部事務局, 総合企画部, 区本部》は, 国及び京都府と連携し, 被災者の自立に対する援助, 助成措置について, 広く被災者に広報するとともに, できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また, 京都市以外の市町村へ避難した被災者に対しても, 避難先の市町村と協力し, 必要な情報やサービスを提供する。

4.3 災害復興基金の設立等を検討する

- 4.3.1 京都市《行財政部》は, 京都府と連携し, 被災者の救済及び自立支援や, 被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに, かつ, 機動的, 弾力的に進めるために, 特に必要があるときは, 災害復興基金の設立等, 機動的, 弾力的な推進の手法について検討する。

第5節 被災中小企業等に対する支援

■ 実施責任者 : 産業観光部長

■ 役割分担

中長期対策項目	担当	分担内容
5.1 被災中小企業等を支援する	産業観光部	5.1.1 被災中小企業等を支援する

5.1 被災中小企業等を支援する

5.1.1 京都市《産業観光部》は、被災中小企業に対して、国、京都府、金融機関等の関係機関と連携し、被災した設備の復旧資金や経営安定化を図るための運転資金等を対象とした低利の融資制度を創設する。

また、被災農林業者に対しては、国、京都府及び政府系金融機関等が実施する、施設の復旧及び経営安定化を図るための運転資金等を対象とした低利融資に係る情報提供を行う。

さらに、被災中小企業等及び被災農林業者に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第6節 緊急事態解除宣言後の対応

■ 実施責任者 : 本部長, 各部長, 区本部長

■ 役割分担

中長期対策項目	担当	分担内容
6.1 原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する	本部事務局 各部 区本部	6.1.1 原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する

6.1 原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する

6.1.1 京都市《本部事務局, 各部, 区本部》は, 内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても, 引き続き存置される現地対策本部及び原子力災害被災者生活支援チームと連携して, 原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

(参考) 【京都府防災計画 第4編 第2章】

関西電力(株)は, 原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあつては, 原子力緊急事態解除宣言が公示され, 京都府, 福井県及び関係市町の災害対策本部が廃止された後, 原子力災害事後対策が終了して通常組織で対応が可能と判断したときに, 原子力防災対策を解除することができることとされている。

また, 原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあつては, 発生事象の原因除去及び被害の拡大防止措置行い, 原子力防災専門官の助言を受けて, 京都府, 福井県及び関係市町の意見も聞いたうえで, 事象が収束したと判断したときには, 原子力防災体制を解除することができることとされている。

京都府[府民生活部]は, 大飯発電所から原子力防災体制を解除することにつき意見聴取があった場合において, 専門家の意見も聞いたうえで回答するとともに, 引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施することとされている。

第7節 各種制限措置の解除

■ 実施責任者 : 本部長, 各部長

■ 役割分担

中長期対策項目	担当	分担内容
7.1 各種制限措置の解除を行う	本部事務局 各部	7.1.1 各種制限措置の解除を行う

7.1 各種制限措置の解除を行う

7.1.1 京都市《本部事務局, 各部》は, 京都府と連携を図り, 緊急時モニタリング等による地域の調査, 国が派遣する専門家等の判断, 国の指導・助言及び指示に基づき, 緊急事態応急対策として実施された, 立入制限, 飲食物の出荷制限, 摂取制限等各種制限措置の解除を行う。また, 解除実施状況を確認する。

第8節 原子力災害事後対策実施区域の設定

■ 実施責任者 : 本部長

■ 役割分担

中長期対策項目	担当	分担内容
8.1 原子力災害事後対策実施区域を設定する	本部事務局	8.1.1 原子力災害事後対策区域を設定する

8.1 原子力災害事後対策実施区域を設定する

8.1.1 京都市《本部事務局》は, 国及び京都府と協議の上, 状況に応じて避難区域を見直し, 原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

第9節 被災地域住民に係る記録等の作成

■ 実施責任者 : 本部長, 区本部長

■ 役割分担

中長期対策項目	担当	分担内容
9.1 被災地域住民の記録を作成する	区本部	9.1.1 被災地域住民の記録を作成する
9.2 応急対策措置状況等の記録を作成する	本部事務局 区本部	9.2.1 応急対策措置状況等の記録を作成する

9.1 被災地域住民の記録を作成する

9.1.1 京都市《区本部》は、避難及び屋内退避を行った住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

9.2 応急対策措置状況等の記録を作成する

9.2.1 京都市《本部事務局, 区本部》は、被災地の汚染状況、応急対策措置及び事後対策措置を記録する。